

1. 議事日程第3号

(平成19年第4回大口町議会定例会)

平成19年6月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎭	副 町 長	社 本 一 裕
		政策調整室長	
教 育 長	井 上 辰 廣	兼 総 務 部 長	森 進
政策調整室			
参 事 兼	大 森 滋	健康福祉部長	水 野 正 利
政策調整課長			
		環境建設部	
環境建設部長	近 藤 則 義	参 事 兼	杉 本 勝 広
		環境経済課長	
会 計 室			

会計管理者	前田守文	教育部長	鈴木宗幸
行政課長	馬場輝彦	企画財政課長	近藤勝重
税務課長	松浦文雄	福祉課長	村田貞俊
こども課長	鈴木一夫	保育長	稲垣朝子
保険年金課長	吉田治則	健康課長	河合俊英
都市開発課長	近藤定昭	下水道課長	前田正徳
学校教育課長	江口利光		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

		議会事務局	
議会事務局長	近藤登	次長	佐藤幹広

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土田 進 君

議長（宇野昌康君） それでは、土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、改めましておはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大口町公共下水道事業について3点ほど質問させていただきます。

1点目は、基本計画が昭和63年に策定され、その後平成8年1月に供用開始となり、現在も工事が行われておりますが、工事の進捗状況と、全町の工事が完了し供用開始になるのはいつごろになるのか、お伺いをします。

2点目は、事業の開始当時には計画区域に入っていなかった、いわゆる除外地に住む方々は、同じ地区の住民でありながら、少し集落から離れているため、工事費が大変だから等の理由で除外地になったことに大変不満の声がありました。先月、下水道課に除外地になっていた豊田一丁目地内の件で問い合わせをしましたところ、平成17年度の見直しにより大口町のほぼ全域が計画区域となり、豊田一丁目地内は本年度内にも工事に入る予定と聞き、大変驚きました。早速6月2日に全戸の6戸より聞き取り調査をしましたところ、1戸の奥さんだけが広報で見たとような気がするとのことでしたが、5戸の方々は全く知らなかったと言われ、またこのことを知り大変驚くと同時に喜んでみえました。工事が終われば受益者負担金や接続工事費も必要になり、またいろいろと計画もあろうかと思われま。計画区域の見直しがされた時点で、広報「おおぐち」に掲載するだけでなく、対象家庭にはもう少し配慮が必要であったのではないかと思います。どのような事業をする場合でも、行政は住民と十分意思疎通を図ってから行うことが必要と思いますが、どのようにお考えかお伺いをします。

3点目は、供用開始後の接続率についてお伺いをします。

一般的には、供用開始になってから3年以内に接続しなくてはならないと認識されていると思います。供用開始が早かった地区では、11年6ヵ月経過をいたしております。下水道法第10条1項の、「供用開始後遅滞なく」という時期は過ぎているのではないかと思います。いまだに接続していない方が多いということは、規則を守り3年以内に接続した人たちや、いまだ未整備で供用開始を一刻も早く待ち望んでいる地区の人たちから見れば、納得しがたいことと思います。財政に大きな負担がかかっていることでもあり、せっかく供用開始がなされた地区においては、接続率を上げる努力が必要です。一般家庭1戸の使用料を仮に月額2,000円とすると、年間で2万4,000円、未接続のうち新たに100戸接続されれば年間240万円、200戸ならば480万円、さらに事業所の接続があれば、さらなる使用料の増収が見込めます。この金額は決して小さいものではありません。五条川左岸の現在の接続率は何%で、未接続は何件でしょうか。また、平成8年1月9日供用開始になった地区の接続率は何%で、未接続は何件でしょうか。また、接続率を上げるためどのようなことを実施しておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、3点についてお伺いをいたします。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、土田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

なお、計画区域に編入された地区民への広報及び接続率については、環境建設部長から回答させていただきますので、よろしく願いをいたします。

さて、本町の下水道事業は、町民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を目的として推進されております。昭和63年度から事業に着手し、平成8年1月9日に五条川左岸の豊田・秋田地区の一部が、平成18年4月1日には右岸の余野・さつきヶ丘・垣田地区が供用開始され、事業着手から20年目を迎え、昨年度までに投入された事業費は約90億円を数えております。町民の皆様方にも供用開始区域に入るとともに区域内の受益者となられる方には、工事費の一部として受益者負担金をお願いしており、これは下水道整備の貴重な財源となっております。また、下水道への接続により排水設備の設置が必要となり、くみ取り便所は廃止、浄化槽は撤去、改造または埋設となり、敷地内の配管は雨水と汚水とを分離し、公共ますまで接続いただいております。このように順調に進んでおりますのも、皆様方の御支援によるものと理解をしております。

それでは、順を追って回答をいたします。

初めに、計画区域の工事進捗状況ですが、認可区域では、左岸が84.4%、右岸が57.8%の整備率となっております。全体計画では、左岸が57.3%、右岸は36.7%が整備されております。

大口町の基本計画では、平成27年度までに市街化区域とその周辺区域を整備することとしておりますので、町全域の整備となりますと、さらに四、五年はかかるものと考えております。町民の皆様方には交通規制等御不便をおかけしておりますが、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 皆さん、おはようございます。

それでは、土田議員の御質問にお答えしてまいります。

初めに、計画区域外から見直しにより区域内に編入された地区の方々への周知についてであります。

まず、計画変更の告示とともに、広報紙への縦覧の掲載をいたします。縦覧が終了し、県知事あて変更認可の申請後、認可がおりると予算措置をとり、広報へも工事の予定区域を掲載いたします。その後、工事説明会を開催し、工事の概要と汚水公共ますの説明をいたします。工事が完了すると供用開始説明会を開催し、受益者負担金、宅内接続、下水道使用料についての説明を行い、4月1日の供用開始を迎えることとなります。しかし、広報への掲載だけでは気づかない方もお見えになりますので、周知方法について検討してまいりたいと思います。

次に、供用開始後の接続率についてであります。

本年4月1日現在、左岸は69.8%、右岸は26.6%、全体で44.1%であります。平成8年1月9日に供用開始となった豊田地区は86.0%、秋田地区は88.1%の接続率となっております。なお、左岸の未接続戸数は、供用開始から3年以内を除きますと248戸となっております。さらに、平成8年1月9日現在での未接続戸数につきましては、豊田が52戸、秋田が34戸となっております。また、未接続者に対する指導といたしましては、年数回広報紙に掲載するほか、大口町のホームページへの掲載、さらには接続率の低い区域へは個別訪問を実施しております。昨年度は外坪地区、萩島地区の個別訪問を実施し、事情聴取、接続依頼を行いました。未接続の理由としましては、老人世帯では資金面で、事業所では設備投資に難色を示されるところがありました。接続は義務であり、資金面では融資あっせんや利子補給の制度があることと、接続されることによって周辺環境の改善が図られることを十分に説明してまいりたいと思います。下水道法では、くみ取り便所にあつては供用開始から3年、他の設備にあつては遅滞なく、事情の許す限り速やかに接続する旨の規定があります。なお、建物を除去または移転、あるいは整備資金の調達に困難な事情がある場合には除外される規定がありますが、下水道施設の有効・効率的な活用と義務履行の公平性から、今後は未接続者への啓発指導は柔軟に根気よく行い、接続率の向上に努めるとともに、町民の皆様方に清潔で快適な生活を味わっていただきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

(8 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 土田進君。

8番(土田進君) ただいまは私の質問に対しまして、詳細に回答していただけたものと思います。

下水道整備事業は、多額の借金をして行っている大事業であり、未来に引き継ぐ大きな社会資本であります。また、豊かな住みよい生活環境を守るため重要な事業でもあります。住民の要望にこたえて、一日も早く全町の供用開始ができるようさらなる努力が必要であることを申し上げ、私の質問を終わります。

柘 植 満 君

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植満君) おはようございます。3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い、子育て支援と福祉施策についての2点を質問させていただきます。

初めに、子育て支援について。

厚生労働省2月の発表によりますと、特殊出生率は1.3人台に回復する見込みという結果が出てまいりました。公明党は他党に先駆け、子育て支援対策の重要性を訴え、児童手当や出産育児一時金の拡充、乳幼児医療の無料など、さまざまな支援策を進めてまいりました。さらに、チャイルドファースト社会(子供優先社会)の実現へ懸命に取り組んでいるところであります。

それでは、の「こんにちは赤ちゃん事業」についてお尋ねをいたします。

生後4ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供などを行うとして大口町でも訪問されておりますけれども、この事業は子育て支援と児童虐待の予防対策として親子の心身の状況、養育環境などの把握や助言を行っていくように国が示しました生後4ヵ月までの全戸訪問でございます。本町での取り組みの状況と、今後の対応についてお聞かせください。

2番、地域における子育て支援の拠点づくりについて。

近年、子育てをめぐる環境が大きく変わり、家庭のみでは子育てを負いきれなくなっているため、地域全体で子育てをサポートしようという事業が進められ、その中の一つに子育て支援センターや、つどいの広場があります。乳幼児を持つ子育て中の親と子供が気軽に集い、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する場となっております。厚生労働省では、地域による子育て支援の拠点整備に毎年力を入れており、支援センター、つどい

の広場について、19年度までに6,000ヵ所設置することを目指しております。21年度までに1,000ヵ所を目指し、前倒しの実施が図られているところであります。過去何度か質問させていただいておりますが、具体的に進んでいないと思います。大口町の次世代育成支援行動計画には、児童館などを活用していくとありますけれども、いつごろどんな形で利用できるようになるのでしょうか。若いお母さん方に、大口町にも早くつくってほしいという声が聞かれます。早期に御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3番目の妊産婦検診の無料の拡充について。

無料の回数の拡充につきましては、過去2回提案させていただきました。今年度4月から2回から4回に無料をふやしていただいたところでございます。ありがとうございます。

しかし、今年度の国の予算編成で、妊産婦健診の助成を含む少子化対策に充てる地方交付税は700億円に倍増されており、市町村が実施する少子化対策事業の財源は強化されていることから、3月定例会におきましても、国の示した回数より大口町は少ないということで、もう少しふやしていただきたいと要望いたしましたところ、前向きな検討をしていただける御答弁だったと思います。近隣市町も大幅に拡大され、江南11回、扶桑町は7回、また大府市では今まで年3回が、ことしから15回が無料になり注目をされております。大口町としてどのように検討されていますでしょうか、お聞かせください。

4番目の保育園ヘルパー制度について。

お母さんのもとを離れ、初めて保育園に通うことは、子供にとっては不安なことでしょう。毎朝泣いている子もいて、保育士さんは抱っこしながら大変です。また、近年集団生活になじめず、動き回る多動傾向の見られる子供がふえてきております。突然の行動に、ほかの園児を見ている保育士さんは、その場を離れられないときもあるんじゃないでしょうか。出雲市では、そんな子供たちにゆとりを持って向き合えるように、資格を問わない保育の補助としてヘルパーを派遣し、園児に細やかな目配りができるよう市独自の取り組みがされております。育児経験を持つ一般の方です。ヘルパーがいることで落ちついて園児に対応でき、子供たちも精神的に安心して伸び伸びと成長しているようです。みんなで支えてということから、このような制度があればお母さんも安心して子供を通園させることができ、保育士さんも落ちついて対応ができることとなります。本町でもこうした取り組みができないでしょうか、御見解を伺います。

大きな2番の、福祉施策の拡充についての でございます。

現在、大口町では町単独事業として、住宅改修助成事業が障害者福祉の中で行われております。バリアフリーを行うなど、工事費用の上限100万までを補助対象として、経費の2分の1額の助成がされます。障害の程度によっては、車いすでの生活ができるには、トイレ、洗面所、ベッド等が必要になります。でも、増築は対象になっておりません。増築といっても、ぜいた

くな部屋をつくるわけではなく、最低必要な増築であります。高齢社会向かって医療費の削減により、ますます在宅介護が進められていきます。このような場合にも改修と同じように何らかの補助ができないでしょうか、見解を伺います。

の高齢者の基本健診に聴力検診を導入することについて。

平成14年の国立社会保障人口問題研究所の発表によりますと、2015年には高齢化率30%増となり、認知症高齢者も確実にふえることとなります。今後急速に高齢化が進む都市として、愛知県は全国4位だそうです。元気なお年寄りが少しでも多くいていただきたい。高齢者になると難聴になる方が多く、東京の北区で65歳以上を対象に任意の聴力検診を実施したところ、受診者の約半数が難聴と診断されました。難聴に気づかず放置しておけばコミュニケーションが悪くなり、孤立や閉じこもり、さらには認知症などの廃用症候群の要因にもなると言われております。早期発見、適切な治療を行うことで介護予防になっていきます。高齢者基本健診に聴力検診を導入してはいかがでしょうか、御見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） おはようございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、柘植議員のこんにちは赤ちゃん事業について、地域における子育て支援の拠点について、妊産婦健診の無料の拡充について、保育園ヘルパー制度について、障害者福祉住宅改修について、及び高齢者の基本健診への聴力検診導入についての御質問にお答えしてまいります。

初めに、こんにちは赤ちゃん事業についてであります。

国は、御質問にありますとおり、子育て支援と児童虐待対策の充実を図ることを目的に、平成19年度から生後4ヵ月までの全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業を創設しました。本町におきましては、昭和53年から保健師による第1子全戸家庭訪問を実施しており、平成16年度からは第1子全員と第2子以降の希望者に保健師もしくは助産師による家庭訪問を実施し、親子の健康状態や養育環境等の把握を行うとともに、個々に応じた保健指導を行っております。平成16年度の訪問件数は、出生数250人に対し127人で50.8%、18年度は出生数254人に対し181人で71.3%の家庭訪問実施率となっております。また、訪問を希望しなかった家庭に対しても、生後3ヵ月でのBCG予防接種や4ヵ月児健診の機会を通して、ほぼ全員の状況把握と育児相談を行っております。健診の未受診者に対しては、電話や家庭訪問により状況を確認し、こども課などと連携することにより、必要な支援につなげております。今後もできるだけ早い時期に多くの家庭を訪問し、さまざまな相談等への対応、あるいは子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を整えていけるよう

支援の充実に努めてまいります。

次に、地域における子育て支援の拠点についてであります。

今年度、国が進める地域子育て支援の一つとして、議員御指摘の地域における子育て支援の拠点の充実があります。都市部における保育所への待機児童の解消への取り組みや、多様な子育てニーズに対応するために現在実施されているつどいの広場事業と地域子育て支援センター事業を再編し、児童センターの活用も図りながら、国の子ども・子育て応援プランにある目標値の前倒しが図られております。今年度より税源移譲が始まり、国税と地方税が逆転するという今まで経験したことのない時代を迎えており、今まさに地方分権への取り組みが急速に進められている状況にあります。

そうしたことを踏まえ、これからの本町のありようを考えたときに、国が描くプランにとらわれた考え方ではなく、国が進める大きな流れに即応するための備えを町独自に検討する時期にきていると考えております。したがって、昨年度策定しました大口町総合計画の理念に基づき、地域やそこに住む住民自身が、自分たちでどのようにしたら地域の活性化を図っていけるのかを考えていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

安心して暮らせるまちづくりには、制度やインフラの整備も必要ですが、そこに住む人の志や愛着が地域づくりに大きく作用するものと考えます。現在、児童センターでは、就園前の親子を対象としたちびっ子ひろば等を毎週月曜日と金曜日に開催し、子供の発達に心配のある親子についても毎月2回、たんぼぼ広場を開催している一方、健康課でも子育て相談室やたんぼぼ教室を開催しております。こうした既存の子育て支援としての各種取り組みを有機的に結びつけ、この中から行政は問題点を抽出し、対応策を講ずる一方、子育て中の方、あるいは地域の方がそれぞれ情報を交換することによって、これまで以上の子育て支援につながると考えております。

次に、妊産婦健診の無料の拡充についてであります。

妊産婦の健康診査は、妊産婦の健康の保持増進と異常の早期発見及び治療のために行うもので、本町では従来妊婦健診2回分を公費で負担しておりましたものを、今年度から4回で計画いたしました。ことしに入りまして厚生労働省から、妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方といった指針が示されました。国の指針は、妊婦が受けるべき健康診査の回数である13回から14回程度のうち、5回程度は公費負担にすることを原則としているとされております。積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、ことし10月から公費負担による妊婦健診の実施回数を、現行の4回から7回に見直しを図りたいと考えております。

次に、保育園ヘルパー制度についてであります。

ヘルパー制度につきましては、今から8年ほど前に島根県の出雲市教育委員会で、不登校や

いじめ問題などに対応するために、スクールヘルパー制度として全国に広がっていったように聞き及んでおります。こうした仕組みは、学校と子供、地域、家庭を結び取り組みとして評価される一方、人材の有効な活用を期待された制度であると理解しております。そうした取り組みを参考に、時代に合った新しい取り組みとして、保育園において配慮を必要とする子供に対しても活用できないかという御質問の趣旨であろうかと思えます。

配慮を必要とする園児に対しては、保育士が各保育園の年次ごとに町独自の加配保育士の配置をしておりますが、そうした子供へのかかわり方や親への援助など、経験を積んだ保育士でも対応に苦慮しているのが現実であります。したがって、御質問の配慮を必要とする園児へのヘルパー制度につきましては、鋭意検討してまいりたいと考えております。

また、ヘルパー制度の新たな活用方法としては、昨年度実施しました保育園での保護者との意見交換会での御意見でも、一部から延長保育にも活用してはという御提案をいただいているところであります。そこで、例えばすすくサポート養成講座の会員など、子育て経験を持った方で子供を社会全体ではぐくむことに理解のある方を公募し、保育園や児童センターなどで受け入れ、試行的に進められないか現場と協議しているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、障害者福祉住宅改修事業についてであります。

大口町住宅改修費助成事業は、平成6年度より開始されており、平成18年度は13件、374万3,000円の利用がありました。そのすべてを、介護認定を受けてみえる方が利用しておみえになります。事業の運用については、介護保険法居宅支援住宅改修費の支給に準じて、増築・新築については基本的に利用できないとしてまいりました。住宅改修指導事業の利用により、理学療法士、福祉住環境コーディネーターが改修前に事前に自宅を訪問し、その住宅環境や、その方の心身の状況に応じて最適なプランを提案させていただくことができます。これら総合的に判断し、どうしても増築が必要な場合は、本助成制度を利用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の基本健診への聴力検診導入についてであります。

高齢者の場合、聞こえが悪いのに気づかない人、年のせいとあきらめてしまう人がかなり多くお見えになると言われています。音が聞こえているが言葉がはっきりと聞き取れないこともあることから、家族や社会から疎遠となることなど、難聴が認知症へとつながるとの指摘もされております。加齢による聴力の低下はだれにでも起こり得る現象で、病気ではありません。聴力が低下し始める時期は人によって異なり、その程度も個人によって大きな差があります。御質問のとおり、65歳以上の高齢者を対象の聴力検査で、3割の方に難聴があったとの報告もあります。難聴は、単に耳の聞こえが悪くなるという病気ではなく、人としての大事なコミュ

ニケーションの障害となります。高齢者の難聴によるコミュニケーション障害は、難聴から家族内孤立、社会参加の低下、生きがいの喪失、閉じこもり、認知症、うつへとつながる場合もあります。高齢者の生活の質の確保や社会参加に大きく影響を及ぼします。早期に耳鼻科を受診することで、難聴によるコミュニケーション障害はかなりの人が解消されると言われています。今後は高齢者の聴力の実態把握に努めるとともに、効果的な聴力検査の実施の方法等の研究をしてまいりたいと考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

まず、こんにちは赤ちゃん事業でございますが、大口町としましては、本当に細やかな家庭訪問をされております。本当にこういったことは大事だと思いますので、今後ともしっかりとお願いをしたいというふうに思います。その中で、2 人目は希望者だけ今訪問されているということでございますけれども、虐待も対象になっておりますので、こういったことを考えますと、2 人目は希望者だけでいいのかなというふうにも考えます。こうした方たちを今後またどうされていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、虐待がもしあったと思われる場合、そういったときの家族の対応はどのようにされていかれるのでしょうか。

また、訪問時に他市では記念品を持っていかれるということも伺っておりますが、大口町の場合はどういうふうでしょうか。これもお知らせいただきたいと思います。

それから、地域による子育て支援の拠点づくりについてでございますが、結局は児童館を利用していくということで、専門に使える場所はつくっていかれないということでございますか。ずっとそういう答弁だと思います。いろんな子育て支援のグループがあると思いますけれども、まず拠点づくりですので、いつも行きたいときに時間に関係なくお母さん方が通えるということが一つは大事な違いだと思います。今、月曜日、金曜日、児童センターでという話もございましたけれども、そうなるとこの月曜日、金曜日に合わせていかなきゃいけないということにもなりますし、ここにまた専門の方がいらっしゃるかどうかということも一つは違いが出てくるというふうにも思います。とにかく、19 年度は 6,000 カ所、大体目標としまして 6 割はこういった施設の検討を早急にされていくということでございますので、大口町としてもその中にどこか、いつもそこへ行けばいろんな子育て支援の情報と相談ができるという場が欲しいということで、まず大口町にはないので扶桑町にずっと通いましたというお母さんの声もありました。また、児童館は昼からになりますと、ちょっと大きな子が遊びに来て一緒になります。そういった意味で危険だから、児童館は行く時間帯も考えなきゃいけないということだ

そうでございます。場所的には本当は健康文化センターの中に、そういった一つの場所がある
と一番望ましいのではないかなというふうにも思いますけれども、もう一度このことについて
お尋ねをしたいと思います。

子育てのつどいの広場が、支援センターがなければつどいの広場ということで、空き店舗、
それから学校の余裕教室、こういうことでいろんなところに視察に行きますと、もう何カ所も
ある。大きくはないんですけども何カ所もあって、すぐそこに行ける近い場所にあるという
ところはたくさん見せていただきました。こういう空き店舗とか空き教室、うちは空き教室は
ないかもしれませんが、そういったこともつどいの広場の中には検討されておりますの
で、こういったところのお考えもお聞きしたいと思います。

妊産婦健診につきましては、4月に4回にふやしていただいたばかりで、ちょっと質問する
のも少し心苦しいとは思っておりましたけれども、やはり近隣が本当に一生懸命取り組みをさ
れておりますので、いろんな電話がかかってきまして、大口町は何回になったのという声も届
きます。そういった中で、今回大変ありがたい御答弁をいただきましたので、またお母さん方
が大変喜ばれることと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

保育園ヘルパー事業、これは独自で2003年度から取り組まれている出雲市というところであ
ります。最初は子供たちをみんなで支えていこうということから始まったそうですけれども、
やはりちょっと資格がないとどうなのかということになりますけれども、そうではなくて、保
育士さんのちょっとした手が足りないところのフォローをしていく、ヘルパーをしていくこと
と、そういう子供たちにゆとりができればいいなということから始まったそうですけれども、
まず資格の有無を問わなくて一般から募集しましたところ、大半は育児経験を持つお母さん方
であったということで、応募者もだんだんふえてきたということで、第1回目の一番最初にヘル
パーをやられた方は、今もずっと持続をされてヘルパーをやられているということでありま
した。本当に子供が大好きなので、ぜひやりたいというところから、ここでは発達障害支援セ
ンターなどから専門的な指導をちゃんと受けて、そしてやられていると。日々専門性を高めて
いる、そうした中でヘルパーをやられているということでもあります。そういう一生懸命に取り
組んでおられる姿に、そこに通わせているお母さん方からも感銘を受けて、その方がまたヘル
パーになられたということも紹介をされておりますけれども、今いろんな子供さんがいらっし
やいますので、こういったことが保育園でもできれば本当にすばらしいなというふうに思いま
す。先ほどは、延長保育の部分で研究をしていくというお話でございましたけれども、そうい
った発達障害の専門の先生が大口町にも西保育園に通っていらっしゃるので、そういった中
ではこういったこともできるのではないかなというふうに思いますので、またよろしく願いま
いたいと思います。

それから、住宅の改修の助成。これは障害になられた方にとりましては、退院をしたいんだけど、まず改修ができていなければ退院ができないということで、障害者の方にとっては病院から自宅に戻るといふ部分の一番大事なところでないかなと思いますが、もう一生そういう障害を負わなくてはいけないという方もいらっしゃると思いますので、そうすると、これからずっとそこで生活をされるということになりますと、家族の方にしてみれば増築といいましても別棟ではありませんので、屋根を延ばして部屋を一つ建てるといふことではございますので、家族の方にとっては増築ではなくて改修というような思いでつくられていると思います。そういったことで、今後高齢者もふえてきますし、いろんな意味でそういったところの支援もしっかりしていただければありがたいなと思います。またよろしくお願いをしたいと思います。

聴力検査ですけれども、これは先ほども社会参加の流れの実態を把握して研究をしていくと、社会参加ができるような形で進めていくという御答弁をいただきました。こういったことを小まめにしていられるところは、本当に住民の健康を一番考えているんなことに取り組んでいられると思いますけれども、今も課題になっておりますけれども、元気な人はいろんなところに出てこられるけれども、元気ではない人は、幾らそこへ来させようと思っても出てこられない。じゃあその方たちをどうしていくのかというのが今後の福祉の課題ではないかなと思っておりますが、そういった要因になる難聴ということで、またこれも前向きな研究ということでもよろしいでしょうか。前向きな研究、取り組みの研究をしていくということでもよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、柘植議員さんの再質問に対しましてお答えしてまいります。

まず、こんにちは赤ちゃん事業の関係でございますが、現在第1子につきましてはすべての方、第2子以降につきましては希望者という御答弁をさせていただきましたが、現在マンパワー等の問題もございますが、保健センターにお見えになった方の子供さん、あるいは親御さんと接触する以上に、やはり家庭へ保健師等が入り込んで実態を把握するといったことの意義というのは大きなものがあるかと思っておりますので、マンパワーの関係もございますが、できるだけ早い時期に100%の実施に向け実現をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、もしも虐待があった場合にどうされるかというような御質問でございましたが、この場合につきましては、家庭訪問等につきましては健康課でございますが、こども課、さらには県の児童相談センター、そちらとの連携をとりまして子供さんの安全確保に努めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の子育て支援センターの関係の御質問でございますが、国の施策を反映して、大口町でも一拠点ですべての親御さんのニーズに対応できるような施設の整備という観点での子育て支援センターの早期実現という御質問でございますが、先ほども御答弁しましたように、保健センター、あるいは児童センター、保育園等における子育て支援の取り組みにおきまして、各事業の内容、あるいはかかわるスタッフも異なっておるという状況でございます。このことは、利用者にとっては選択肢が逆に広がっておるかなというふうに理解しております。またこうした各種子育て支援事業を利用された、あるいは利用されている方々がお互いに情報交換を持たれまして、より現行の事業効果が発揮できると考えられますので、まずはこうした事業から受けた情報、相談内容、ニーズを分析させていただき、子育て中の方に還元するといった仕組みづくりをまずは進めるといったことが先決ではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、保育園のヘルパー制度の関係でございますが、特に西保育園あたりでは軽度発達障害、あるいは多動性の子供さん、こういった方への対応に苦慮しているという点がございまして、特に資格につきましては不要ということも聞いておりますので、早期にヘルパーさんの役割も考える中で前向きに研究して取り組んでいきたいと考えております。

次に、住宅改修の関係でございますが、住宅改修についてはいろんなケースが想定されてくると思ひます。まして一定の増築を可能と判定するには、一貫性のある対応ができるよう個別の事例を想定し、慎重に取り組んでいく必要があるのではないかなと考えますので、格別の御理解をお願ひしたいと思ひます。

それから、難聴の検診の導入でございますが、現在聴力検査の方法としましては、基本健康診査の中に当然取り入れてはございませぬが、この検査の方法としましては個別検診、あるいは集団検診等の方法が考えられるわけでございますが、基本健康診査につきましては、広域的に現在実施しておるといったこともございまして、係る関係の団体とも十分協議をさせていただきますまして、この件につきましても前向きに対応させていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) こんにちは赤ちゃんのときの記念品の御答弁が漏れていたもので、それから子育て支援の拠点ですけれども、いろんな今の状況は伺いました。しかし、はっきりとじゃあどこどこでそういうものがありますよという、結局はあそこでこれをやっています、ここであれをやっています、こういうグループでこれをやっていますとかではなくて、お母さんたちにやっぱりはっきりわかるような形をとっていただきたいというのが大事じゃないかと思ひま

すが、それに対しての御答弁をよろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） こんにちは赤ちゃん事業の関係につきまして、家庭訪問時に何か大口町として記念品等を持っていつているのかということでございますが、大口町につきましては記念品等は持参いたしておりません。また今後につきましても、特別そういった配慮につきましてもは考えておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

それから、子育て支援のいろんな実態のことでございますが、少し行政としてのPRが足りないのではないかなというふうに今理解をさせていただきました。これにつきましては、子育て支援を行ってみえるいろんなサークル等もございますので、こうした方々の力をお借りし、また大口町としての広報紙、あるいはホームページ等いろんな手段を用いまして、積極的に現状の大口町における子育て支援の状況をPRしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

宮 田 和 美 君

議長（宇野昌康君） 続いて、宮田和美君。

5番（宮田和美君） 改めまして、おはようございます。5番議席の宮田和美でございます。

町内の田んぼも田植えが大分終わり、緑のじゅうたんを敷き詰めたような美しい風景となり、またきょうにも梅雨の入りというような季節を迎えました。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い2点について質問させていただきますが、その前に私が質問させていただきます環境問題は、私たちが生活していく上で絶対に避けて通れる問題ではございません。特に、ごみ焼却の影響を受ける地球温暖化問題は、新聞、テレビなどで聞かない日はありません。愛知万博で展示され、大変な好評を博したあのマンモス、これも地球温暖化により氷河が解けて、偶然にも発見されたというようなことも聞いております。改めて可燃ごみを減らし、資源を循環させることがいかに重要なことかと思いが知らされます。また、CO₂削減に向けては、エネルギーを石油から水素へと取り組んでいるアイスランド共和国という国があります。日本の3分の1程度の小さな国ではございますけれども、地球温暖化により氷河が解けて、今までは見ることのなかった岩盤が出てきたというようなことで、とても危機を感じ、国策としてこの水素エネルギーに取り組んでいるというような報道がされておりました。

さて1点目ですが、環境美化センターの移設候補地についてでございます。

私たち大口町には1市2町のごみ焼却施設が昭和57年に稼働して、はや25年を迎えます。一般的に15年から20年と言われております耐用年数も既に超えて稼働しております。現在の施設

の利用頻度は、江南市が61%、扶桑町が22.2%、そして大口町が16.8%となっており、一番処理量の少ない大口町内で稼働を続けております。これまでに何度も議論されてきました焼却施設の移設の件で、新施設の候補地が検討されているのでしょうか、お聞かせいただければ幸いです。

続きまして、2点目であります。ごみ減量20%削減についてお尋ねします。

大口町では平成17年11月26日、ごみ減量20%削減宣言が採択されました。これに伴い河北地区では常時回収を始め、可燃ごみを減らし、資源のリサイクル運動に取り組んでおります。

そこでお尋ねします。河北地区での常時回収量はどれほどだったのでしょうか。また、町全体でのごみ減量20%達成のための取り組みについてお伺いします。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、宮田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

まず初めに、環境美化センター移設候補地についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、現在の環境美化センターは供用を開始してから25年目を迎え、施設の老朽化、ごみの高カロリー化など、本来の処理能力1日当たり150トンに対し120トン程度で稼働がされておるところであります。また、ダイオキシンの発生を抑制するために、炉内の高温を保ちながら燃やす必要があり、120トン以下での稼働が必要でもあります。このように、施設の老朽化やダイオキシンの発生と地元住民の健康不安から、焼却施設を抱える町として早急な施設の建設が必要であると考えております。そのため、焼却場周辺住民の切実な声を真摯に受けとめ、早急な新焼却施設建設に向けての検討を構成市町に働きかけてまいりました。そして、平成18年11月21日、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の2市2町でのごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議を設立し、同年12月26日に正・副会長等の役員を決め、担当部課長による幹事会において計画案が検討され、今月の29日に2市2町の首長会議が開催される予定であります。そこでは、平成30年に新焼却施設完成を目指す行動計画を検討していくこととなっております。また、平成30年度に新施設完成のためには、平成22年度までに用地周辺住民の同意をいただく必要があることから、今後早急に用地の選定、処理方式等の決定をしていかなければならないと考えております。

次に、さきの質問に関連いたしまして、焼却ごみ減量20%についてお答えをさせていただきます。

平成17年11月26日、焼却ごみ20%削減の採択がされました。この宣言は、焼却場の問題を河北という地区の問題としてではなく、町全体の問題として取り組む契機となる宣言であり、先

ほどの御質問でもお答えをさせていただいておりますとおり、新たな新施設建設まではまだ12年の年月が必要となりますことから、ごみの減量に取り組むことが重要であると考えております。河北地区の皆さんには、この宣言以前からごみ焼却に対する健康への不安から、生ごみの堆肥化を初めとしたさまざまな活動を展開され、その活動に対しまして心から敬意を表すものであります。

御質問をいただきました河北地区での資源ごみ常時回収では、平成18年度、およそ19トンのごみを新たに資源に回すことができ、常時回収を始める前の平成16年度に比べ、平成18年度にはおよそ6割の資源が河北地区において回収されております。焼却ごみ減量のための手法の一つとして、資源ごみの常時回収が非常に有効であることが実証されました。しかしながら、町全体での焼却ごみの量は、平成16年度比マイナス1.3%にとどまっており、今後焼却ごみ減量20%を達成するためには、さらに地域を拡大していくことなど積極的な取り組みが必要であると考えております。さらに、江南丹羽環境管理組合の構成市町であります江南市、扶桑町へも焼却ごみ減量について積極的に働きかけてまいります。よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

(5番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 新焼却施設が平成30年というお答えをいただきました。それまでは現在の環境美化センターで対応するわけでございますけれども、現在の施設の状況を理解していただき、より安全に操業をしていただくために、可燃ごみを少しでも減らしていただきたいと思っております。焼却施設のある地元に住む者として、ダイオキシン等の有害物質に健康を侵されるといった心配は、子や孫の代まで続くということへの不安を理解していただき、現在の施設の安全操業に努めていただきたいと思っております。私たちは被害者であると同時に、加害者でもあるという認識のもとにスタートしました。だから、皆様方も一人でも多くの方が被害者ばかりじゃない、加害者でもあるよという認識を持っていただけたら幸いに思います。

また、新施設建設計画が近いうちに立ち上がっていくとお答えいただきました。ありがとうございます。

また、ごみ減量20%につきましては、河北地区が実施している常時回収が地区の利用者から大変好評であるとの意見をいただいております。先ほどの答弁にもありましたように、資源としてかなりの回収ができておると。町内はもとより、ぜひいろいろな方面へ働きかけ、少しでも焼却ごみを減らす取り組みをいただき、地元で生活する私たちの健康への不安を取り除くためにも、子のため、孫のため、今私たちがこの手で行うこと、ごみの減量に努力していただきたいと思っております。回答については結構でございます。

以上のことを地区の切なる要望としてここにお伝えをさせていただき、私の質問を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） ここで会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時35分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

吉 田 正 君

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 議長さんのお許しがございましたので、質問をさせていただきます。

1期目の議員さんの堂々たる質問をお聞きしておりまして、私も改めて緊張をする次第であります。

まず、1点目でございます。子供の医療費助成制度を充実せよという問題でございます。

国の借金は800兆円、また1,000兆円とも言われる莫大な金額になっております。こうした中で社会の仕組みを変えていくことによって、国の発展、地域の発展を新たに築いていこうとしております。今のままでは、行き着く先は夕張市の二の舞になってしまいます。国そのものがそうした危機に直面しているとき、おのおのが自主・自立、それぞれの組織や個人が自立していかなければなりません。こうした中で、全国一律に平等なサービスを受けられるという社会は崩壊し、これからは新たに地域の個性を持って地域づくりをしていこうという社会に入ってきたのであります。ここまでが3月議会での酒井町長さんの福祉に関するお考えであったというふうに私なりに理解をしているところであります。

子育て支援を十分に行うという個性を大口町に持たせることは私も大切なことであるというふうに思います。大口町の豊かな財政力を生かせば、国の多額の借金と関係なく行えることであり、それが住民のニーズであり、子育てする住民の生活を自立させることとなります。中学卒業まで医療費を無料にするために、幾らの財源が必要でしょうか。子育て支援を充実させる、福祉を充実させるという個性を、こんな時代だからこそ発展させる必要があると私は思います。酒井鎮町長の御見解を直接お伺いいたします。

2点目です。気持ちよく働ける延長保育にせよという問題です。

延長保育の利用料は、1時間当たり100円から500円に4月から突然値上がりいたしました。5倍です。物の値段を一拳に5倍も値上げする、そんなことを酒井鎮町長が行うことなど住民からすると考えられないことでもあります。時給にすると5,221円の人が大口町の役場の中にお

られますが、その人から見れば1時間当たり100円から500円に引き上げることは大したことではないと思います。一方で、時給が780円の人でも役場におられますが、1時間子供を延長保育で預けると、実質の手取りは、1時間当たりの賃金が280円になってしまいます。月曜日から金曜日までの平日契約者では、これまで最高2,500円であったものが、3歳未満児では1万500円となり4倍以上になります。3歳以上児でも7,000円になり、3倍近くの引き上げです。預ける子供の数がふえればふえるほど延長保育料の負担がふえます。3歳未満児を2人預ければ、最高2万1,000円の負担です。保育の延長保育料は1時間当たり500円、これはよっぽど時給の高い人しか、例えば土曜日に預かってもらおうと思うと、できない金額であります。ある女性の方は、土曜日の午前中だけ働いていましたが、午後0時に1分でもお迎えにおくれれば延長保育料をいただきますと言われ、土曜日に働きに行くことをやめてしまったそうです。子供の数をふやさなければならぬと財政が大変苦しい国でさえ言っているのに、大口町のこの対応は世間の常識からすれば逆行しています。子育て支援は、経営的に見ればやればやるほど赤字になることは当たり前です。そのために税金で社会が支えているのです。保育料だけに着目して、どこかの会社の経営のように住民負担が少な過ぎると見るのは、庶民の生活実態を知らな過ぎると言えます。だから、時給780円の人に、延長保育料を1時間当たり500円支払わせることに何の抵抗も持たないことになってしまうのです。

「これからの保育園の運営のあり方を考える集い」のアンケートまとめによれば、延長保育についての質問はされていますが、延長保育料をどうするのかということはほとんど論議されていません。また、延長保育を利用しなくてもよい人が利用していることが問題であるかのような議論まで持ち出され、真に延長保育が必要な人の声が十分に吸い上げられていません。値上げ前の延長保育料で満足している人は60%もいるのに、その声が無視されています。アンケートの結果の意見交換会は平日の午後3時30分から行われ、延長保育を実際に利用している人の多くが除外されて意見交換会が開催されていることも問題です。しかも、延長保育料の値上げのお知らせは3月14日付で知らされ、3月23日までに延長保育の申し込みを行わなければなりません。議会では担当の委員会協議会で知らされただけで、私も含め今回の値上げは知らされませんでした。私どもは4月10日に値上げなどをやめるよう申し入れを行い、4月16日に酒井鋈町長から回答書が寄せられました。その内容は、「時代の変化や住民全体のニーズなど、総合的な視点からとらえていかなければならないと考えています」と、「時代の流れに御理解いただきますようお願いいたします」というものでありました。町長は、時代の流れがどちらに流れているのか全く理解していないと私は思います。父母の子育てにかかる費用の軽減こそが求められている時代の流れであると私は思いますが、酒井鋈町長の見解を直接伺いいたします。

3点目、介護保険サービスの充実と負担の軽減を。

Aさんということにしておきますが、Aさんは介護度3で、介護保険サービスを限度額目いっぱい現在も利用されておられます。これまで自分で行えていたトイレもできなくなり、夜中などに紙おむつの取りかえが必要になってきました。ヘルパーさんを夜中に呼んで紙おむつを取りかえてもらうのに、1回3,000円いたします。介護保険の限度額を超えているので、実費を払わなければなりません。月に9万円新たに負担しなければなりません。これまでのサービス利用料と合わせると、10万円以上負担しなければならないことになるのであります。介護保険料を支払っている以上、十分なサービスが利用できるようにすべきですが、現実にはそれだけでは足りない人もいますのであります。町独自の福祉サービスを充実させ負担の軽減が行えないのか、町の見解を伺います。

4点目です。国民健康保険証の資格証明書の発行をやめよという問題であります。

国民健康保険は相互扶助、お互いに助け合うという理念のもとでの社会保障制度の中の一つであるという説明を町はされておられます。ところが、国民健康保険制度は1958年に、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制定されたというのが正しい理解であります。つまり、相互扶助制度ではなく、お金の有無に関係なく、病気やけがをしたとき医療給付を受ける権利が憲法で保障しているということなのであります。国がこうした権利を国民に対して保障すべきなのに、プライマリーバランス（基礎的財政収支）と言いますけれども、2011年までに黒字化するという政府目標を達成するために、公務員減らしと社会保障制度の切り捨てがさらに今進められております。国の社会保障制度の切り捨ては、国がやっていることだから、大口町議会で議論してはならないなどと言っておれません。地方自治体の一番大切な仕事は、住民福祉の増進だからであります。地方自治法が改正されようと、この部分はしっかりと守られているのではありませんか。生活保護基準以下の収入しかないのに、保険証が交付されない世帯はないのですか。平成18年11月27日現在の資格証明書交付世帯調べによれば、所得金額がゼロから50万円までの世帯で11世帯も資格証明書が交付されています。この部分は、生活保護基準以下で生活している人がいるのではないのでしょうか。これを調査したのでありましょうか。保険税が払えない人に対して、事情をよく聞き対応しているというのが国の見解であります。生活保護基準以下の収入しかなく支払えない人に対しては、生活保護を適用するとも国は言っております。払うことができない人に手を差し伸べることはできないのか。そうした指導などもされているのでしょうか、お尋ねをします。

相互扶助制度でない国民健康保険制度で資格証明書を発行することは、そもそも無理があります。3月議会では、治療を中断した世帯が5世帯もあるとの答弁がありました。治療の中断

を余儀なくされることは、もともと国民健康保険制度では想定されていません。資格証明書の発行を除外する規定が国民健康保険法施行令第1条の3の中で、「世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと」とあります。直ちに治療が中断されてしまったということは、こうした事態を防ぐ必要があります。同時に、国民健康保険制度は相互扶助制度ではなく、憲法で医療を受ける権利を具体的に保障した制度であるという正しい認識を持ち、資格証明書の発行をやめていただきたいと私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

5点目、障害者に対するサービスの充実をという問題であります。

障害者自立支援法に対するサービスの負担の軽減は、平成19年度、20年度の2カ年で行われるようになりました。私は町独自の施策として行ってほしいと要求をいたしましたが、これは残念ながら行われることはありませんでした。こうしたことにより、障害のある人を一時的に預かるなどのレスパイト事業には町から4分の1の補助があるものの、利用者に高い負担が押しつけられています。こうしたサービスについても、町独自の施策と位置づけ、利用者には1割負担となるようにすべきではないでしょうか。

もう一つの問題であります。愛知県内の養護学校はマンモス校が多く、生徒数で全国ベストテン入りしている学校が幾つもあります。一宮東養護学校を訪問させていただいたことがありますが、体育館も音楽教室などの特別教室も足りない状況でした。この大口町を含める尾北地方にも養護学校があればよいのという声が私のもとにも寄せられております。また、生徒の送り迎えはスクールバスが行っておりますけれども、バスがとまるところは屋根もなく、雨降りなどには大変だという声も寄せられております。マンモス校の解消については愛知県に対して強く要望するとともに、スクールバスの停留所の整備を近隣の自治体に呼びかけていただきたいのですがどうでしょうか。

以上で、大きな5点についての1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、吉田正議員の御質問にお答えをまいります。

介護保険サービスの充実と負担の軽減、国保資格証明書の発行、障害者に対するサービスにつきましては、健康福祉部長及び教育部長から回答をさせていただきます。

初めに、子供の医療費制度についてであります。

御案内のとおり、大口町の乳幼児等医療費助成制度は愛知県の制度の拡大として、平成18年4月から子育て支援の一つとして、乳幼児に対する医療費助成を町独自で行っておるものであります。現在愛知県では、平成20年4月に向け、この乳幼児等医療費助成制度の見直しが検討

されております。医療費の無料化を、通院については就学前まで、入院については中学校卒業まで拡大する予定であるとの情報を得ておるところであります。ことしの秋ごろには、県から具体的な案やスケジュールが示される予定でありますので、あわせて本町としての新たな制度の構築に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、延長保育料の料金改正に至った経緯とその考え方、保護者との意見交換と周知方法、公開質問に対する回答について一連の御質問をいただきました。

4月からの改正の背景には、これまで保育園が抱えてきた問題を保護者の方々、保育士、保育園が意見交換を進めていく中で整理し、現状の保育サービスを原点からチェックしようとするところからあります。そうした中、これまであいまいにされていた土曜日保育のあり方についての御意見が出され、これまで利用者サイドに立った確認ができていたのか検証する機会を得ました。その後、アンケートや利用したいの方々の中からさまざまな提案が出され、話し合いを進めていくうちに、土曜日の午後を実施している延長保育と平日に実施している延長保育への親のニーズの違いがあると判断したわけであります。利用する親の子供に対する認識や通常保育との考え方の相違などを整理した結果、改正に至ったものであります。

改正後の利用状況を分析しますと、利用者数はこれまでとあまり変化していないものの、長時間保育園にいる子供の気持ちへの配慮や帰宅後に家庭での子供に対する配慮など、利用する親に意識面で一定の変化が出てきたようにとらえております。

また、料金につきましては、国の子育ての重点施策である児童手当の意味合いを前向きにとらえ、3歳以上の児童に対しては月額5,000円を基準とし、緊急時や一時利用に関しては、民間施設の利用料500円を参考にしました。

ところで、町の財政状況に対する考え方をめぐっては、その前提に国が進める地方分権の考え方を踏まえる必要があると考えております。本町の継続的な発展に向け、これから何が必要なのか真剣に考えていかなければならないと思っています。そのために、今回の改正では自助・互助の精神を御理解いただき、地域住民自身が自分たちの手で地域を守っていけるよう意識を変えていくための意味合いも含んでおりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、吉田正議員の介護保険サービスの充実と負担の軽減について、国保資格証明書の発行について及び障害者に対するサービスの充実についての御質問にお答えしてまいります。

初めに、介護保険サービスの充実と負担の軽減についてであります。

在宅で介護サービスを利用している方の介護支援計画は、本人の状態変化や介護サービスに

対する要望、介護者の状況変化に対応するために、介護支援専門員が毎月モニタリングを行い、その結果、適正な介護支援計画が作成されなければなりません。大口町では現在、毎日夜間、訪問介護を利用している事例はありませんが、御質問のような事例があった場合は地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、利用者、介護者、介護サービス事業者の話し合いにより、利用者の生活の質の向上が図られるように介護支援専門員の指導を行います。このように、本人、家族、介護サービス事業者が相互に連携がとれ、適正な介護サービスが提供されれば、介護サービスの支給限度額内で十分に対応が可能だと考えます。

次に、国保資格証明書の交付についてであります。

大口町におきましては、資格証明書を交付する前段階としまして、課税台帳や適正化台帳などで所得の調査や家族構成などの把握を行っております。次に、納税相談の案内や自宅訪問を行い、連絡がとれない方にやむを得ず資格証明書を交付しているのが現状であります。対象者には納税相談を通じて、お一人おひとりの生活実態を聞くなど、一方的ではなく柔軟な対応をしております。また、低所得者に対しては応益割の軽減、所得の減収者には一定基準での減免、さらには災害減免等の措置を講じております。

次に、資格証明書の交付による治療の中断の御質問であります。さきの議会では通院履歴が5世帯あるとお答えをしたものでありますが、内容的には、この治療は耳鼻科受診など一過性のものであり、資格証明書の交付により被保険者の方が治療を中断されたというものではございません。国民健康保険制度は、その加入者の所得、資産等、その担税力に加え、個々の加入世帯、あるいは個人が一定額を負担し合い、病気、けが、突発的な事故等に対し必要な給付を行い、お互いの生活の安定を図ることを目的とした、まさに相互扶助の制度以外の何物でもございません。国民健康保険に加入されている方がこうした正しい認識を持っていただけるよう、町としましては今後も啓発に努めてまいります。

次に、障害者に対するサービスの充実についてであります。

レスパイト事業につきましては、平成14年に心身障害児(者)親の会によって自主事業として立ち上げられ、登録会員制で1年間親の会によって運営され、平成15年度に社会福祉法人に引き継がれました。町ではこれを受け、15年度よりサービス利用者の負担軽減を図るため、レスパイト利用者助成制度を行ってまいりました。平成18年度実績では、登録人員13名で、年間利用者については、延べ166名の方が利用されている状況であります。町では、平成18年10月に本格施行されました障害者自立支援法に規定される地域生活支援事業に、障害者や障害児の日中の活動の場を提供して、保護者や家族の一時的な休息等や就労支援を図れるよう日中一時支援事業を実施し、社会福祉法人に事業委託をしておりますので、1割負担で利用できるこの事業を活用していただきながら、カバーできない部分についてレスパイト事業を利用していた

できればと考えております。また、自立支援法が施行されたことにより、レスパイト事業の内容について、運営する社会福祉法人、親の会において新しい利用の方法等が検討されているところであります。町としましては、こうした新しい運営内容について固まってきましたらサービス内容の検討を行い、現行の利用者助成を行ってまいりたいと考えております。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長さんのお許しをいただきましたので、吉田正議員の御質問にお答えをしてまいります。

障害者に対するサービスの充実に係る近隣の養護学校への対応についてお答えをいたします。

平成19年度、町内の児童・生徒の養護学校等への通学状況について御報告いたします。まず、一宮東養護学校については、小学部でお1人、中学部でお1人、高等部でお2人の、合計4人が通学してみえます。通学方法は、高等部の1人は自力通学で、小学部と中学部のお2人は岩倉八剣東というバス停を利用し、高等部のお1人は江南の石枕交差点南というバス停を利用して、3人がスクールバスを利用している状況でございます。次に、小牧養護学校については、高等部で1人が通学をされており、保護者の方が送迎をしてみえます。大屋敷地内にバス停はありますが、江南市の方がお1人利用をしてみえる状況でございます。次に、一宮豊学校ですが、幼稚部でお1人、高等部でお1人の合計2人が通学してみえます。幼稚部の1人は保護者が送迎し、高等部の1人は自力通学をされております。この学校はスクールバスがありませんので、小学3年までは保護者送迎、小学4年からは自力通学となっております。遠方の方については、寄宿舍ということでございます。

御質問のマンモス校の解消、スクールバスの停留所の整備につきましては、利用状況を考慮しながら町長部局と連携をとり、町村会等を通じて対応してまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

（1番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、子供の医療費の助成制度の問題ですけれども、県が平成20年に向けて入院・通院それぞれ、従来は4歳未満児を、通院については就学前、それから入院については中学卒業するまで拡大をしていこうという、内容についてはどういう内容になるのかまだわかりにくいという御答弁だったと思うんですが、大口町の財政力からすれば、私は近隣に先駆けて率先してこうしたものについてはやるべきではないかなあというふうに思うんですけれども、しかし残念ながら、先日総務部長さんから酒井町長さんのマニフェストをいただいたんですけれども、これを見ますと、子供の未来をつくるということで、今の医療費の問題というのはさっぱり入っていないんですね。子供の未来をつくるということで、子育て環境や義務教育

の充実ということが書かれておりますが、私は子育てにかかる費用をいかに軽減するのかという視点が今必要ではないかなあというふうに思うんですね。だからこそ、子供の医療費の無料制度というのは、実は国の制度ではないんですね。私ども日本共産党は、これを国の制度にせよといって要求しておりますけれども、これは全国の地方自治体が住民の皆さん方の声だとか、また運動によってこの医療費の助成制度が充実されてきた経過があるわけです。当然国にも費用負担をしていただければ、それぞれの市町村もこうした制度をやる場合、かなり助かるわけですね。私どもの試算だと、国が例えば半分持つとすれば、1,900億円程度あれば就学前まで無料にすることはできるのではないかと試算もさせていただいているわけでありましてけれども、しかしながら大口町の財政力からすれば、こうしたことは住民の皆さん方からも私のもとには声が出ておるわけですので、当然町長さんの方にもそういう声は聞こえておるというふうに思いますので、ぜひ早急にこの医療費の、「助成」という言い方を大口町はしておりますけれども、要するに4歳以上については1割負担が今なされておりますけれども、これをぜひ無料にして中学卒業するまで医療費が無料になるようにしていただきたい。再度、酒井町長の御見解をお伺いしておきます。

それから、延長保育料の問題なんですけれども、町長さんの御答弁の中にもありましたけれども、延長保育の利用者というのはそんなに変わっておらんだという御答弁でありました。私も担当課の方に直接伺って調べましたけれども、四つの保育園で4月の段階では173人の延長保育の利用者がおられたと。これは一時利用だとか土曜の延長保育も含んでの数字だというふうに認識をしております。それから、町長が御答弁された中で、非常にわかりにくい親子の関係といたしますか、子供と親とのきずなが深まったのではないかとというような御答弁があったかと思っておりますけれども、御父兄の皆さん方からお話を聞くと、大変ひどい説明がなされたということも聞いております。言ってみれば、延長保育で預けなくてもいいような保護者の方が延長保育で預けてみえと、そうしたことは子育てにとっては大変有害なんだというような内容であったというふうに私は理解をしているわけでありまして。そうした方々を排除するために延長保育料が値上げされたというふうにしか私には思えないのであります。例えばこれ、去年の10月19日に、さっきも御紹介させていただきましたが、「これからの保育園の運営のあり方を考える集い」のアンケートのまとめがあるんですが、この延長保育のあり方についてというアンケート結果がありますが、「現在の延長保育時間の設定と料金について」、これ1、2、3と分かれておるんですが、「満足している」「どちらとも言えない」「満足していない」、この三つの中から選ばなくちゃいけないんですけれども、満足しているという人は61%、どちらとも言えないという人が30%、満足していないという人が9%、合わせて100%になるわけでありまして、61%の方が満足している。具体的な意見ということでありまして、延長保育に対

し満足できる意見、これは料金が安いというのが具体的な意見としてここに書かれているんです。こういう声にも何もこたえていない、これは問題ではないかなというふうに思うんですね。延長保育に対して満足できない意見というのは何かというと、土曜日の延長保育時間を延ばしてほしい、それから早朝保育を午前7時からに変更してほしい、それから延長保育料がほかのところより高いという、むしろそういう満足できないという意見がこの中に出てくるんですよ。むしろ具体的な意見ということにこたえるべきじゃないですか。こたえるどころか、確かに土曜保育については、これまで午後2時までであったものが、午後5時まで延長された、それは評価できることだというふうに思いますが、料金が安いから満足しているんだという具体的な意見が出てきながら、これは随時利用の方ではありますけれども、それを1時間当たり100円から500円に引き上げることというのは、このアンケート結果を見られた方からすれば、とても理解ができないんです。その後どういふのが出たかということ、これは平成19年3月14日、新入園児の保護者の皆様へということで、延長保育内容の変更について御案内ということで、これを3月23日、ですからおよそ9日間しかない中で延長保育の申込書、土曜保育用と、それから平日用の延長保育の申込書があります。これを申し込んだ場合、これについてはこういうのが出ておりますけれども、その後黄色い紙で、平成19年4月から延長保育内容を変更しますということなんですが、大きく占めている部分は延長保育料の値上げの部分なんです。一体幾らになったのかということでもあります。随時利用で、例えば20日間も預けてしまえば、朝・夕1時間ずつ2時間預けると、これはもう2万円にもなってしまうということで、こういう手紙をもらった段階で、お母さん方は大変驚かれたんです。そうした中で、3月議会の最終日に近づいてくる中で、こうしたことがやっと私のところに声が届き、わかってきたんです。3月議会の本会議質疑の議事録もここにありますが、延長保育についての質問をしているんですよ。しかし、値上げするなんていうことは一言も答弁されなかったんですよ、そのときにも。それが非常に住民に対する説明のなさ、不信感といいますか、それがより一層私自身増長したというのか、ひどい内容だなあということのを改めて私自身感じました。ですから、議会にもまともに説明もされなかった。そして、突然このような値上げを行う。また、その値上げをする理由がまことにはっきりしない。そういうことで住民の皆さん方に御理解がいただけるのかといえば、理解がいただけないに決まっているんです。ですから、5月26日付の土曜日の中日新聞に、大きく近郊版で載りましたが、「延長保育料最大4倍に」「大口町は経営が厳しい」「急で不信感、保護者」というふうで大きく載せられましたけれども、急で不信感というのは、まさに私が今説明をさせていただいたことであろうというふうに思います。私の調査では、随時利用、1時間500円払った人というのは、この4月では32の方がおられ、一番たくさん払った人は5日間で3,500円だったそうです。本当は、この延長保育は随時利用でいくのか、そ

れとも契約利用でいくのかということも前の月の間に申し込んでおかないと契約利用というふうにはならないんですね。しかし、これは大変なことだということで、恐らく現場の保育園の先生方も考えられて、随時利用という利用の仕方が、要するに契約利用にした方が安くなるぞと思われる人については、契約利用にしたらどうですかというような声もかけられたということも私は聞いております。それはそれで現場の判断としては賢明であったろうというふうに思います。しかしながら、例えば1歳児、2歳児、そうした3歳未満児の方の利用料は、一番最高払っておられる方は、早朝から夜7時まで、早朝は7時半から8時半までが該当するわけですが、それから平日月曜日から金曜日までの延長保育は4時半から7時までということになるわけですが、最大1万500円を現実に払っておられる方も4月におられたようでもあります。

子供をふやせふやせと言っておきながら、子供がふえればふえるほど負担がふえるなんていうことで皆さん方の納得がいくのかどうなのか。そこが私は肝心なことではないかなあというふうに思います。ですから、今の御説明では到底納得ができません。アンケート結果にも出ているんですよ、住民の皆さんの。町長さんは、「風を正しくとらえ発想と英断、信念で必ず実現します」、住民は風、行政は帆と書いてあるわけですので、当然住民の声は風としてとらえて、こうしたアンケート結果もあるわけですので、これに沿って考えるべきであったというふうに私は思います。この点についてももう一度御所見をお伺いしておきたいと思います。

それから、介護保険サービスの充実の問題でありますけれども、長々と説明があったわけですが、支給限度額内で対応することは可能だと健康福祉部長さんはおっしゃられましたけれども、しかし担当の方に伺いますと、今の現状では支給限度額内での対応は不可能なんです。現実には可能じゃないんです。可能だったら、こんな質問を私はしないんです。現実には不可能なんです。ですから、私は質問をさせていただいております。ですから、そういう点で答弁になっていないんです。だからこそ、町独自の福祉サービスを充実させて負担の軽減が行えないのか町の見解を伺っているのに、全然答弁にならない回答が寄せられておりますので、いま一度御答弁を願いたいと思います。

それから、国民健康保険の資格証明書の問題でありますけれども、国ですら生活保護基準以下で暮らしておられる方については生活保護を適用する、それが正しいやり方なんだということも厚生労働大臣もおっしゃっておられるんです。しかし、現実には所得がゼロだとか、そういう方に対しても国民健康保険税は徴収されているのが現実なんです。ですから、この点においても町の対応と伺いますか、この国民健康保険制度そのものの御理解が町は十分にいただいていると言わざるを得ない。相変わらず国民健康保険は相互扶助制度だというふうにおっしゃられておられます。しかし、国民健康保険制度のそもそもは、国民すべてがいずれかの健康

保険に加入するんだと。働いておられる方は当然政府管掌保険、また健康保険組合、そうしたところで加入される、それはそうなんですけれども、そうしたところに加入できない人は国民健康保険に加入をする、こういうふうに書いてあるんですよ。ということは、お金があるなし関係なく入らなくちゃいけない。入ることによって医療を受ける権利を行使できるようにしようというのがこの国民健康保険制度の趣旨なんですよ。そこを十分に理解していないからこそ、先ほどのような御答弁が返ってくるんです。そこをすりかえてしまうんですね。皆さん方の御負担によって賄われている。確かに皆さん方の御負担によって賄われていることは確かですけども、負担できない人は国が負担をしなければならないんです。じゃあ国が負担しなかった分はどうするんだということですね。それだったら、自治体が負担せざるを得ないでしょう。そういう趣旨が全く理解されていない。これは私は問題だと思いますので、改めて御所見をお伺いしておきたいと思います。

それから、障害者に対するレスパイト事業でありますけれども、実はこのレスパイト事業というのは、先ほど答弁ありましたが、平成14年に親の会の人たちが始められ、15年に法人が引き継いだ、そういうことでありました。当初は赤字じゃなかったということだったんです、私が伺った範囲では。これが昨年、障害者自立支援法という法律が施行され、障害者自立支援サービスに移動支援等が移行したんですね。レスパイト事業というのは親御さんたちがどうやって利用されてみえるのかというと、主に緊急性を要するようなことで利用されてみえる。本来のレスパイト事業というのは、介護されてみえる方の休養等もこの中に含まれている。そういうことなんですけれども、しかし現実には休養するということではなく、むしろ緊急性を要したときに利用しておられる、これが今の現状ではないかなあというふうに思います。

それから、もう一つこのサービスでいけば、大口町は扶助費というのを25%出していますね。それから、親の会に入っていらっしゃる大口町の町内の利用者の方ですと、親の会の方から35%補助が出ている。レスパイトで一時預かりをしていただくと、1時間当たり1,000円の利用料をいただくことになるわけですけども、町が250円、親の会が350円ということで、現実には利用される人は1時間当たり400円で利用しておられるということでもあります。こうして比較をしていきますと、障害者自立支援サービスは1割負担なんです。それからすれば、私はかなり割高じゃないかなあということをおこの点においても思うわけでもあります。だからこそ町独自の施策と位置づけて、利用者には1割負担となるようにすべきではないですかという私は質問をしておるわけですけども、しかしそれにはお答えがなかったんです。

それからもう一つの問題はハートホーム、余野と扶桑町との境ぐらいのところのアパートですけれども、そこでお泊まりですね、自立できるように訓練をする施設が実はハートホームということであるわけでもあります。担当の方に伺いましたけれども、利用頻度は大変低いという

ことも伺っております。1泊しますと、これは午後4時から明くる朝の8時30分までが1泊ということになるということで聞いておりますが、親の負担が6,000円ということだそうであり、それから、夜間にかからない日帰りということになりますと、4時間で1,000円いただいていると、こういう御説明でありました。実は1泊するごとに職員の方もつかなくてはいけない。ボランティアの方がつかれる場合もあるそうでありましてけれども、しかし職員の人件費等々を自分なりに計算しても、この事業は、申しわけないんですけども、やればやるほど赤字になってしまう事業です。利用率という10%を切っているような利用率だそうでありまして。しかし、この事業というのは大変重要な事業なんですね。これもレスパイトのうちの一つの事業であるというふうに私は理解しておるわけですが、これは今後グループホーム等々をこれからも建設を目指していく、各自治体でもそうした計画があるようでありましてけれども、そのための訓練施設としてこれからも利用をしていく必要性は大いにあるわけでありまして。そういう点では、未来を見据える上で、この事業をなくすわけにはいきません。なくすどころか、さらにもっと利用していただけるような方策を町自身がとるべきではないかなあというふうに思います。今グループホームという話までしちゃいましたけれども、そこの施設の責任者の方がそのようなお話をしてみえたもんですからお話をさせていただいたわけですが、そうした点で1泊6,000円というのは本当に重い負担になるわけですので、この点における改善点は町独自として行えないのか、これが私は問題だというふうに思います。この点においてももう一度御答弁をいただきたいと思っております。

それからもう一つ、養護学校の関係ですが、ぜひマンモス校を解消するように町村会等々を通じて県に要望していただくのは当然でありますし、それからスクールバスの停留所の問題ですね。大口町からもそれぞれ幾つもの学校に通っていらっしゃる実態が出ておりますけれども、例えば私提案したいんですが、健康文化センターの玄関の入り口はひさしがかなり長く伸びていまして、かなり建ちも高いもんですから、観光バスがあそこへ入っていても天井に届くようなことはありませんよね。ああしたところをバス停にいただければ、もっと利便性というものが確保できるんじゃないかというふうに思うんです。私も先日雨降りの日にちょうど乗り降りしてみるところを拝見させていただきましたが、雨がざあざあ降りの中で、親御さんたちもずぶぬれになりながら乗り降りしてみえる光景を見させていただきましたし、またそうしたことで毎日学校に行かせてみえた御父兄の方からも先日お話をしてもらいましたが、ああした健康文化センターのような玄関先で乗り降りができれば非常に助かるというようにありましたので、せめて大口町の方から、こういうところがあるから路線もちょっと変えれば乗り降りが楽になりますよというぐらいの提案を町の方からしていただけたらなあというふうに思いますがいかがでしょうか。以上です。

議長（宇野昌康君） ここで会議の途中ですが、午後 1 時30分まで休憩といたします。

（午前 1 1 時 4 8 分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1 時 2 5 分）

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 吉田正議員さんから 5 項目にわたりにまして改めて御質問いただきました。順次御回答をさせていただきます。

まず、子供の医療費助成の件でございますが、現行県の制度につきましては、御承知のように入院・通院ともに 4 歳未満までが無料ということで、町につきましてはこれに上乘せし、8 歳未満までは 3 分の 2 を大口町が負担ということで、償還払い方式で上乘せをしておるといった現状につきましては御案内のとおりかと思えます。それで、県の改正案につきましては、第 1 回目の答弁の中で申し上げましたが、通院については就学前まで、あるいは入院については中学校卒業までを対象ということでございますが、現状のところ特に自己負担分の取り扱い、あるいは受給者証の発行といったことにつきましては、まだまだサービスについて不明な点がございます。今後、県と関係の市町村との協議の場を経て決定されるというふうにごちらとしては考えておるところでございます。こうした状況を考慮する中で、今後県と市町村の協議の場を経て決定されてまいりましたら、その後町としまして現行の乳幼児医療についての見直しの方針を決定いたしたいと思えます。ただ、現在の考え方でございますが、先ほど申し上げました県の現行の案よりも少し上を見たような考え方で持っていきたいなということは考え方の中に置いておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、延長保育料の件でございますが、延長保育につきましては、あくまで基準保育、いわゆる 8 時間の基準保育に対するオプションという位置づけで考えております。臨時・一時的な利用者については、御質問にもありましたように、個々のケースによって金額が相当額いくというような事例につきましては、弾力的に対応もいたしておるということでございます。また、アンケート、あるいは保護者との意見交換等の結果を引用されて御質問いただきました。その中で行政側から見ますと、アンケートの回答の中では、逆に利用料金が安過ぎるというようなアンケート結果もございました。また、意見交換の中では、近隣に比べ現行の延長保育料が安い、あるいは中身とのバランスで安過ぎるのも土曜日保育との関連でどうかといった提案もいただいております。こうした中で、延長保育料の見直しもかけたという経緯がございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから介護保険について、例えば要介護3の方につきましては、在宅の支給限度額の範囲内のサービスを受けられない事例があるというような御指摘でございました。19年2月の給付分を例にとつての話をさせていただきますと、これ全国ベースでございますが、要介護1の方につきましては支給限度額に対するサービス受給の割合でございますが41%、要介護2になりますと49.7%、要介護3では49.6%、要介護4では54.1%、要介護5では55.5%、全体平均では48.7%といったような状況で、まだまだ在宅介護の支給限度額には余裕があるケアプランが策定され、利用者もそれで現状の個々の生活の質は保たれているのではないかなというふうに評価いたしておりますので、よろしく申し上げます。

次に、国民健康保険の資格証明書の関係でございますが、国民健康保険につきましては議員からも御指摘がありましたように、あくまで国民皆保険制度の中の一つでございます。こうしたことから、所得のある方もない方も相応の保険税を負担していただく仕組みになっておるわけでございます。また、国民健康保険法の第9条におきましては、資格証明書の交付という規定が設けられておりますのも、国民健康保険が互助制度の上に成り立っておるという根拠づけではないかなというふうに考えられますので、この点につきましても御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、障害者に対するレスパイト事業の関係でございますが、ハートフル大口のレスパイト事業、さらにはハートホームの利用率についての御質問をいただきましたが、レスパイト事業、あるいは余野二丁目でございますハートホームの活用につきましては、例えば生活訓練の場としての活用をするなど、近隣市町村の事例を参考に、現在おおぐち福祉会、あるいは心身障害児(者)親の会の方で鋭意研究をされておりますので、当面はその状況を見守ってまいりたいと考えております。その結果、その運営方針が示され、町としましてその内容を考察し、支援ができる要件がありましたら、また議会の皆様方とも御協議する中で支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長(宇野昌康君) 教育部長。

教育部長(鈴木宗幸君) 吉田正議員の再質問に答弁をさせていただきます。

1回目の答弁でバス停の名称を岩倉の八剣東を「ハチケンヒガシ」と申し上げましたが、「ヤツルギヒガシ」でございますので、謹んで訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

養護学校は県立の学校でございますが、県の教育委員会の設置する学校でございます。この地方から県に働きかけていくのが必要かと存じます。御指摘のありましたことにつきましては、近隣市町と一体となつての働きかけが必要であり、町長部局と連携をとりまして、町村会を通じて対応してまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

(1 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 3 回目の質問をさせていただきます。

まず、子供の医療費の助成制度の問題ですが、私は 1 回目の質問で、中学卒業まで医療費を無料にするために幾らの財源が必要なのかということも一番最初の質問の中で入れてあるんですけども、この点についての御回答はありませんでした。なぜそういうふうで回答しないのか私はわかりませんが、改めて御回答をいただきたいと思います。

それから、気持ちよく働ける延長保育料にせよという問題ですが、1 回目の答弁では児童手当が 5,000 円ですね、それから 3 歳までが 1 万円でしたか。そういうことで、これが基準になっているというような御答弁もありました。また、民間の一時預かり等々の値段が 1 時間当たり 500 円程度だという御答弁もあったと思います。しかし、もともと児童手当というのは、保育料に充当させるために児童手当を支払っているわけじゃないですね。違いますか。子育てをするために生活を維持し、子育てに資するためにこの 5,000 円という児童手当が支払われているのであって、児童手当が 5,000 円あるから、1 万円あるからということで、それをすべて保育料の方に回せなどというような乱暴なことはおかしいと、私は逆に言うと思うんです。ですから、そういうのは一応基準にしたということなのかもしれませんが、しかし働くお母さん方からすれば、例えば役場の職員さんですと 1 時間 780 円ですよ、臨時職員で働いてみえる方なら。1 時間もし預けたら 280 円しか残らないんですよ。そういうことで、本当に子育て支援になるんですかということを私は質問しているんですよ。例えば、3 歳未満児の人でも定額制のところを利用したとしても、フルで利用されるような方ですと 1 万 500 円ですよ。とてもこれでは子育て支援ということで延長保育料が設定されているとは思えない金額じゃないですか。その点については何にも回答がないんですよ、そちらの方から。今までの答弁を聞いても。いや、1 時間当たり 500 円、またフルに活用して 1 万 500 円というのを払ってもらっても十分そういう世帯の方々は子育てができるんだというふうには当然言っておられないですよ。そうした負担の軽減こそが子育て支援につながるんです。違いますか。ですから、そういう声がたくさんあるからこそ、新聞にも載ったわけじゃないですか。そういう声にこたえられないというのは非常に残念です。さっき部長さんの方からアンケートの結果のことを踏まえて答弁がありました。実はこの延長保育料のあり方についてというところを読みますと、「延長保育の利用について。今回のアンケートでは利用している人が 3 割、利用していない人が 7 割でした」。この満足しているというふうで 61% の回答があるわけですけども、しかしこのアンケートに答えた人は、延長保育を利用していない人が 7 割もおるんですよ。利用している人は 3 割しかないんですよ。そういう中でも満足しているという人が 6 割を超える状況が実は

あるんです。ですから、ここはやはりこうしたところを重く見る必要があるんじゃないですか。これ、あなたたちがつくったアンケート結果ですよ。そういうことを3月議会の折に議員にも知らせずに値上げするというのは、本当に不当です。どうしてこういうことになるのかというと、保育料というのは条例で定められていない、これが問題なんです。条例できちっと定められておれば、議案として議員たちが審議するわけです。それで公になるんですけれども、残念ながら保育料は規則で定められている。それが一番の私は問題ではないかなというふうに思うんですね。だから、保育料はきちっと条例化して、住民の皆さん方に明らかにする、これがまず町の姿勢としてあるべき姿じゃないですか。その上で延長保育料を何とかしたいということだったらまだわかりますよ、まだ。そうじゃないじゃないですか。このアンケートを見ても、1時間当たり500円に引き上げますなんていうことは一言も書いていないですよ。

もう一つ資料があるんですけれども、留守家庭放課後児童クラブの利用意向調査表というのがあるんですけれども、これも学童保育ですね。これは1ヵ月当たり今1,500円ですけれども、これが5,000円から6,000円に値上げしたいということが利用意向調査表の中にはあるんです。利用料を例えば通常期、月額5,000円から6,000円に改定した場合、利用についてお尋ねします。「年間を通じて利用したい」「夏休み期間中のみ利用したい」「利用しない」こういうアンケート調査をやっているんです、片一方では。しかし、こちらの延長保育料についてはそういう調査はやっていないんですよ、アンケート結果の中にも出てきませんから。住民の皆さん方に対してもそうですし、我々議員に対してもそうなんです、突如として、これは3月の議会の中ですよ、3月14日になってこういうものが御父兄の方に配られているんですよ。そんな不当なことがありますか。とてもこんなことで値上げなんていうことは私は許せるものではないというふうに思います。ですから、ぜひこれをやめていただきたい。それと、保育料については条例化していただきたい。この2点について再度要求をしておきますがいかがでしょうか。

それから、介護保険サービスの問題ですけれども、今部長は全国的な話を答弁としてされたんです。介護度1から介護度5まで、大体限度額の50%程度の利用率なんだと。だから、十分にやっていけるんだと。それは平均の話をしておるだけですよ。違うんですよ。ここに書いてあるAさんという人は、現実に大口町におられるんです。そんな全国的な例を挙げて人ごとのような答弁をしておってもらっては困るんですよ。現に今困っていらっしゃる方が大口町におられるんです。だから、何とかしてほしいということで質問をしているんですと再質問でも私言いましたけれども、まるでそれにも答えていないんじゃないですか、今の御答弁では。現実におられる方の話をしているんですよ。

それから、国保の資格証明書の発行の問題ですけれども、生活保護基準以下で生活している人もいるのではないのでしょうかと、調査はされたんですかというふうで私は質問をしておきま

したけれども、これについてもお答えがないんです。国の対応はどうかというと、保険税が払おうにも払えない人に対しては、事情をよく聞き対応しておると。生活保護基準以下の収入しかなく払えない人に対しては、生活保護を適用するとも国は言っているんですよ。なら、大口町でもそういうことをやらなくちゃいかんじゃないですか。それを現実にやっているのかどうか、これについても御答弁がなかったんです。だから、生活保護基準以下で生活している人は国保世帯でどのくらいあるんですか。この点についての御答弁もなかったと思います。

それから、障害者に対するサービスの充実の問題でありますけれども、ハートホームの問題を再質問で出ささせていただきましたけれども、いずれにしてもこのレスパイト事業というのは、非常に利用率が今のところ低いといのが実情だと思うんです。ですから、その利用のあり方を検討中だというものの、しかし今現在でも本当に使わなければならない人というのはいるわけですので、その負担の軽減ということは町が今行おうと思えば行うことができると思うんです。先ほども申し上げましたが、一時預かりの場合は町から25%、それから親の会から35%、1時間当たり400円で利用できる。しかし、これとは別に月3,000円という会費があるんです。ですから、そうしたものの負担というのは月3,000円ですから、年間にしたら3万6,000円でしょう。これはかなりの負担ではないかなあというふうに思うんです。だから、やはりこういうものの負担の軽減を私は直ちに行うべきであるというふうに思いますがいかがでしょうか。

そして、なおかつハートホームですね。1泊6,000円というのも私は非常に高過ぎると思います。生活訓練の場として活用する、それは大変よいことですので、今後も続けていただきたいと思いますが、しかし障害者自立支援サービスにおいては1割負担だと言いながら、こういう独自のサービスについては1割負担に現実にはなっていない。こういうサービスもあるんだということなわけですから、やはり1割負担になるように町としてもきちっと手当てをすべきではないですか。そんなことは、どういうふうに活用するのかということを決める以前に、町がやろうと思えばできる話じゃないですか。これは町としても必要な大切な制度なんだという認識があるわけですので、そういう認識があるのならばきちっと手当てをすべきでありますけれども、再度伺っておきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎭君） 具体的な数字が出ておりませんので、またわかり次第報告をさせていただくということでお許しをいただきたいと思います。

子供の医療費助成についてでありますけれども、これは先ほど部長の方から答弁をさせていただきましたように、今後県の動向を見ながら大口町のありようを考えていきたいと思っております。

延長保育料についてでありますけれども、これも通常の時間帯と、あるいは土曜保育、ある

いは早朝保育、あるいは夜間に差しかかる延長保育、こういったものを区別しながら保育所運営委員会、これは通常開かれるのが年1回でありますけれども、平成18年には年に4回開いていただきました。ここで担当課の方でつぶさにアンケートをとり、また議論もし、今日に至ったというふうに考えております。議員の方からは、突然のことではなかったかと、条例制定に結びつけるべきではないか、こういう御意見をいただいております。この件に関しましては、十分に今後検討をしていきたいと思っておりますけれども、そうした過程を踏んで今日に至ったと、このことは御理解をいただきたいと思えます。

また、介護保険についてでありますけれども、一方的な意見ではないか、十分に質問要旨を理解していないということでありました。この回答書をつくるまでに担当、あるいはケアマネジャー、あるいは訪問介護をしておるメンバーとの会話を積み重ねてまいったわけでありまして、そうした中で、介護をされる方と、そして介護をしていく周りの者との連携、コミュニケーションが十分にとれておるかどうかが考えたわけでありまして、この件に関しましては、回答の中でも御案内を申し上げましたように、こうしたコンセンサスを十分にとることによって対応できる、これができない状況、あるいはこれに対して当事者の方と十分話しながらやっていたら十分に対応ができるということで回答をさせていただいております。要介護3といいますと、介護のために使える費用が26万何がしというふうに記憶をしておるわけでありまして、これだけを1ヵ月に支払いながら介護ができていくかできていかないかということでありまして、おおむね生活習慣をきちっとつけていただき、介護に対する認識をいただく中で、これに対しては十分に対応できると回答をさせていただいたところであります。

さらに、国保資格証明についての御質問がありました。生活保護家庭以下の家庭があるのではないかとありますけれども、この問題につきましても、こういう形での対応をきちっと、いろんな形がありますので、その中で救済措置をとっていくことが十分考えられるというふうに考えておりますので、資格証明書を発行するということとこの件を直接結びつけて議論をするのは甚だ乱暴であるというふうに考えています。このことにつきましても十分に今後検討をし、また対処していきたいと思っております。御理解をいただきたいと思えます。

さらに、ハートフル大口のレスパイト事業についてでありますけれども、ハートホーム事業について料金が高過ぎるのではないかとありますけれども、これにつきましては親の会、あるいはおおぐち福祉会の方で設定をされた事業でありますので、先ほども回答をさせていただきましたように、十分に推移を見ながら検討していきたいと思っております。

中学生まで無料にするとどうなるかということでありまして、4,500万ほどかかるということでありまして。

いずれにおきまして、平成16年、三位一体の改革、そうした中で国庫補助金負担金を4兆円規模で減額していこうと、こういうことがスタートしたわけでありまして。特に、保育所運営費につきましては、その対象として平成16年になったわけでありまして。本町におきまして、7,200万円の補助金が減額をされてきた。さらに、町全体でいきますと8,400万円の減額が起きた、そして税源移譲につきましては、3,400万円の税源移譲があった、こういう状況であります。必然的に私どもはこれから地域を守っていく、そうしたことを分権化で今進められておりますのは、経費の節減が最も有効な地方分権の手法として合併・統合ということが考えられております。私どもの財政は健全ではありますけれども、私どもの近隣市町を見ましても、小さなまちはないわけでありまして。私どもの何倍かあるまち、市でありますので、そうしたことを考えていきますと、これからの行政運営に対して民と協働してつくり上げていく、これは絶対条件だというふうに考えております。そうした中で、御質問の中でもお答えをしまいたけりましても、民にゆだね住民とともにやっていけるようなこれからの施策を展開していこうという形の中で、延長保育料に対しても500円、これは住民参加でできる金額、こういうことを考えてきたというふうに思っております。時代の流れをどうとらえていくかということに対しまして、議員の方から町の考え方、あるいは町長の考え方はおかしいのではないかというふうに言われましたけれども、そうではなくて、国が大きく体制を切りかえていこうというときに、その国のありようを私どもは住民一人ひとりに理解をいただけるように懇切丁寧にあらゆる場面で説明していく必要がある、あるいは対応できる施策を打っていく必要がある、こんなことを職員と一丸となって今進めておるところであります。こうした中からのことでもありますので、議員からしてみればなかなか御理解がいただけんかもしれませんけれども、これからの国のありようを踏まえての対応でありますので、御理解をいただけますよう今後も十分に議論をしまいたけりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げまして、3回目の答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田正君) 答弁漏れがありますので、ぜひ御答弁いただけませんか。数値的なことを全然答弁していない。生活保護世帯はじゃあどうなったのか。そうやってごまかしてはいかんですよ。まともに答弁がないじゃないですか、今の御答弁を聞いていても。違いますか。だから、きちっとやってください。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 資格証明書に係る関係で、生活保護世帯に準ずる世帯が国保世帯の中でどれくらいあるかといった御質問の趣旨でございますが、これは昨年の11月のデータ

でございますが、資格証明書の発行が全部で37世帯、その中で議員から御質問のありました所得がゼロ円から50万、このランクになるまでの資格証明書世帯がどれほどかといった御質問につきましては11世帯というふうに一応把握をしております。

それで、あと実態調査をやったかというような御質問であったかと思いますが、個別の方につきましては、窓口、あるいは電話等々での事情把握をいたしましたけど、実際は連絡がとれなかったという方もございます。中には、その後世帯の所得が十分あって社会保険の方に切りかえられて、その後扶養者になられた方等いろんなパターンの方がございます。生活保護世帯以下という方につきましてはいろんな家族構成等の関連もございますので、ここで概して何世帯お見えになるといった的確な御答弁が申し上げられないわけでございますが、少し国保加入者の実態からすれば、現状国保に対する認識が極めて低いと言わざるを得ない方も多々あるということにつきましてはこの場をおかりしまして御報告をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

田 中 一 成 君

議長（宇野昌康君） 続いて、田中一成君。

2番（田中一成君） 2点にわたって質問させていただきます。

1点目は、酒井町政3期目の課題についてでございます。

町長選挙は大接戦でございました。福祉や医療の充実など大口町の豊かな財政を生かし、職員の皆さんとの融和を大切にと訴えられた相手候補の主張にも真摯に耳を傾けながら、今後の町政運営に努力をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、郷浦幹線の井路敷問題、現在の中学校の建設用地内に、実は建築確認をとっていた敷地内にまだ解決がついていない井路敷に関連する土地などが残っていて、慌てて買収をしなければならぬというような問題がこの6月議会を前にあって、6月の補正予算でも組まれているところであります。こんな問題や国土調査については今年度から新しい地域もやるということでもありますけれども、さつきヶ丘、垣田などは何年間も待ちぼうけを食ってきたというような状況もあります。区画整理については、中小口地区についてはいよいよ本格的になるのかなということで進展も見られるわけでもありますけれども、下小口については何ら進展状況がないのかなあというふうに思わざるを得ません。こうした懸案事項については、先送りすることなく速やかに解決をしていかなければならない問題であろうというふうに思います。

また、同僚議員からも御質問がありましたけれども、江南丹羽のごみ処理施設の耐用年数がとくに過ぎているという状況がございます。町長は2市2町の協議会に参加することを合意され、そこでの協議が進められているというふうに伺っておりますけれども、具体的にこの2

市2町の協議がどの程度、どういう段階まで進んでいるのかということについては、私ども何ら報告も受けておらず大変心配しているところでありますけれども、何らの進展も見られてはいないのではないかというふうに懸念をせざるを得ません。

また都市計画道路、とりわけ小口線などについては、北側半分は完成をしているわけでありますけれども、南側については一向に進んでいないという状況がございます。関連する住民の皆さんからは、広くなった北側の小口線から未改修の南側の方に猛スピードで自動車が進入をしてくると、そして先は行きどまり、T字路になっているというようなことで大変危険だと、やるなら早くやっていただかないと安全面でも問題があると、このような苦情もいただいているところでありますし、大口町全体を見渡しますと、いわゆる旧部落内の狭い道路の中を、通勤時間帯は、信号や、あるいは幹線道路の渋滞を避けるようにして車が行き交う大変危険な状況等もあります。計画をされている幹線道路や都市計画道路については、速やかに拡幅等を進めていくべき問題であるというふうに思いますけれども、少しも進んでいないのは大変残念でございます。

また、大口町は優秀な企業がいっぱいあるわけでありますけれども、主要な企業が町外に生産拠点等に移しつつあります。町長もいつまでも町内に企業があると思うなど、将来はどうかかわからないというようなことも時々おっしゃられますけれども、そうしたことについて何の手だてもとられていないのではないかというふうに大変心配をしております。そうした優秀な企業についての御要望があれば、用地の買い増し、拡大等々についても積極的に町として御相談に乗り、そして便宜を図っていくというようなことも必要であるというふうにも思うのであります。このように、足元を見詰めれば懸案事項はいろいろとあるわけでありますけれども、こうした地道な行政がおろそかにされてはなりません。これらの問題についての町長の所信を伺いたいと思います。

さらに、財政の問題であります。全国に大口町と同じような自治体が46あるそうでありますけれども、その中でもトップクラスの財政力があるという資料を先日もいただきました。しかし、住民には大口町の財政が豊かだという実感が無いということ、選挙を通じてあちこちの地域からも、住民の皆さんからもお聞きをしたところであります。とりわけ高齢者の皆さんに対しては、増税や負担増がどんどん押し寄せている状況がございます。そうした中で、敬老祝い金まで事実上なくなったということに対する不安や、あるいは各区に対する町の補助金が削減をされた、そのことに対する不満等も町内にはございます。町長は20年後、30年後には、大口町のこの豊かな財政状況もどうなるかわからないと。今、御答弁をお聞きしていきますと、地方分権の時代で民との協働、民にやってもらえるものは民にやってもらうという視点に大いに着目をして進めていかなければならない課題であるというようなこともおっしゃられるわけ

であります。私はそうした視点を全面的に否定するつもりはありませんけれども、しかし公としての責任がおろそかにされてはならないということが一方ではあります。今、国民の皆さんのひんしゆくを買っている年金問題、5,000万件とも6,000万件以上とも言われる年金記録が宙に浮いている問題、これらの問題を処理もせず、社会保険庁を解体・民営化するなどと言っていることについて国民は非常に不信感を持っているわけです。公の責任も果たさずに民営化すればよしというようなこと、町長はそんなようには極端に考えていないと思いますけれども、そういう風潮があるということは十分に認識をしなければなりませんし、介護保険も民間の営利企業がどんどんと参入して結構ですよということで介護保険を始めましたけれども、コムスンのように、ひどい状況が一方であります。民に任せれば全部成功するなどということではないという事実が、このところどんどんと起きているわけでありまして。しっかりと国や地方自治体の責任とは何かということをお腹に置いて、その責任を全うすることこそ今私は必要ではなからうかというふうに思います。

そういう意味で、会計のあり方でありまして、住民の皆さんから納めていただいた税金は、その年に執行するというのが原則だろうというふうに私は今までも役場の皆さんから教わってきたところであります。ただし、後年度の皆さんにも大きな利益を与えることになる長い事業、例えば公共下水道事業、こうしたものについては起債を起こして、そして後年度の皆さんにも借金の負担をしていただく、それが公平だろうというふうにも言われているところでありますけれども、原則は今納めていただいた税金を何らかの形で住民の皆さんにきちんとその年にお返しをする、これが原則であります。町長の、今は豊かだけれども、20年後、30年後どうなるかわからないから、ほかの町よりも進んだ福祉とか、あるいは住民の皆さんに対するさまざまな施策の展開を豊かにすることについてはいかがなものかというような姿勢は、私は明らかに間違っているというふうに思わざるを得ないわけでありまして、それらについては町長はどのようにお考えでしょうか。

2番目は、住民税と国保税の減免制度の充実をとという問題であります。

通告書に庶民への増税部分と、あるいは大企業、大資産家への減税のこの間に起こったものを抜き書きしておきました。税制改革の特徴は、この間、小泉内閣以来、庶民増税と大企業大金持ち減税の抱き合わせだったというふうには言わざるを得ません。庶民への増税は、定率減税の廃止によって3兆3,000億円余り、児童手当をふやしたなどと言われておりますけれども、児童手当をふやされても、子供さんをお持ちの皆さんも含めて定率減税の廃止でとんとん、もしくは増税になっているが正確な状況であります。それから、配偶者特別控除の廃止で7,000億円余り、公的年金控除の縮小で1,500億円余り、老年者控除の廃止で2,200億円余り、高齢者の非課税限度額の廃止で170億円余り、消費税の免税点の1,000万円の引き下げ

によって 6,300億円余り、発泡酒・ワインなどの増税で 930億円余り、この間、合計約 5兆 2,000億円もの庶民大増税が行われてまいりました。一方で、大企業・大資産家の皆さんに対する減税措置は、研究開発減税が 5,800億円余り、IT投資減税が 5,500億円余り、連結納税制度の創設等で 7,900億円余り、欠損金の繰り越し期間の延長等で 1,200億円余り、今度の条例改正案にも出ておりますけれども、株式譲渡益などの減税、これだけはまた 1年間延長するという条例が今議会でも出ておりますけれども、これで 4,000億円余り、土地取引関係の減税で 3,600億円余り、相続税や譲与税の減税で 1,200億円余り、合計で大企業・大資産家への減税措置は約 2兆 9,000億円余り。こうすることで、今年度の国から地方への税源移譲による所得税の減税と住民税の増税は差し引きゼロであるかのように新聞等で政府の宣伝が出されております。しかし小さな字で、実際には定率減税の廃止によって云々ということが小さく載っております。減税は 1兆 7,000億円、増税は 3兆 4,000億円で、庶民は 1兆 7,000億円もの増税になっているのであります。

大口町でも、税務課長等の説明によれば、平成18年度は老年者控除の廃止で 1,300万円、公的年金控除の縮小で 480万円、定率減税の半減で 5,300万円、平成19年度は住民税の10%への一律化で 2億 2,400万円、定率減税の全部廃止で 5,300万円、合計 2億 7,800万円の増収となっているそうであります。これらの増税を放置すれば、生活困窮者を再生不可能の奈落の底に突き落とすことになるのではないのでしょうか。私は、そうしたことを阻止するために正確にしなければならぬと思うのは、そうした生活困窮者の皆さんに対してはきちんとした減税措置、減免措置、こうしたものを改めて設けていかなければならぬと思うのであります。その基準は、生活保護基準を柱にすべきだと思います。

福祉課長さんなどはよく御承知でしょうけれども、例えばひとり暮らしの年金等の受給者の方ですと、家賃を抜いて約 7万円弱あれば生活ができるというふうに言われて、6万 5,000円ぐらいの年金がありますと、生活保護の相談に行っても、窓口で我慢してくださいと言われるのが現状です。家賃も 3万 5,000円が限度ですと、それ以上高いところはだめですと言われます。ですから、借家に住んでいる方ですと 3万 5,000円以下の家賃、約 7万円弱の生活費、10万円でやりなさいということでもあります。ところが、現実には月々の年金の額がそんな額にもっていない方がいっぱいおられるわけですね。国民年金は最高もらっても 6万円台でしょう。そして、子供さんが遠く離れている、子供さんもそれぞれ生活で精いっぱいだというようなひとり暮らし、あるいは高齢者の二人暮らし、こういう皆さんにも相談を時々投げかけられるわけでありましてけれども、本当に生活保護を受給するというのは難しいんですね。持ち家の人はまずあまり相手にしてもらえない状況などもあります。

いずれにしても、生活保護基準以下の収入しかなくて、つましい生活を強いられている皆さん

が現実におられます。そういう皆さんに対しては住民税等、あるいは国保税も含めてでありますけれども、現実の生活をよく見て、そして減免をするということをやらなければならないんじゃないかというふうに思います。住民税はまだしも、国保税については、前の議会でも言いましたけれども、全国的にも約19%の方が滞納しておられます。大口町でも同じデータであります。ただし、大口町に現在在住している人については約その半分、国保加入者の全体の1割の方が滞納を余儀なくされている。今、部長のお話ですと、そうした国保税等を納めていただくことについての認識が極めて薄い皆さんも中にはおられるというお話でありますけれども、大半の人が納めたいというふうに思っておられるわけでありまして、納めたくても納められないという人も大量におられるわけでありまして。窓口ではいろいろと柔軟に対応している面も承知をしておるところでありますけれども、しかしこの国保税についても私はきちんとした減免制度を設けて、払える能力に合った国保税の額にして、滞納者が2割もいるとか、滞納額が莫大になっているとかというようなことのないようにするのが本来ではないかというふうに思います。

ちなみに、昨年の国保会計を見ますと、診療報酬が引き下げられたということで、かなり大きな病院も収入が減って経営が大変だと。とりわけ公立の病院などについては医師不足に加えて、診療報酬の引き下げによって病院経営が成り立たないという状況が全国各地に今起きて深刻な状況でありますけれども、そうした診療報酬の引き下げの影響によって、療養給付費が抑制されました。それで、大口町の国保会計の繰越金は約1億円にもなることが予想されて、今年度から限度額を引き上げましたけれども、全体では若干の引き下げが行われました。それでも7,000万円の繰越金がございます。そして、一般会計から国保会計へのその他繰入金も3,000万円も減額して5,500万円に抑えてしまいました。さらに、予備費としては4,000万円を計上しているのが現状であります。

私のところに御相談に来られた方がおられました。88歳でひとり暮らしの年金生活者、耳が聞こえず足腰も不自由で、私の家に電動車いすで一人で来られました。しっかりと昨年の国保税の納税通知書と5月に送られてきた今年度の第1期分の国保税の通知書を持ってこられて、第1期分の額が昨年の3倍にもなっていると、何かの間違いではないかと、役場に行って訂正してもらってほしいという相談がありましたが、保険年金課に問い合わせますと、間違いではありませんと。3倍になったんですということでありました。なぜ3倍になったのか。公的年金控除が140万円控除ができたのが、20万円カットされて120万円にされた。この20万円カットされたために、昨年は7割減免の対象だったんですね。均等割、平等割が、所得が低い最低のランクだということで7割減額をされて、年額約2万5,000円の国保税だった方が、この公的年金控除の縮小によって2割減免にしか該当しなくなったということで、一気に7万5,000

円ほどの国保税に引き上げられてしまったのであります。これもまだ段階的ということでもありますので、20万円の縮小分は、今年度は7万円だけはね返って、来年また残りの13万円分が国保税に反映してくるといことですので、来年また引き上げられて、多分この方は2割減免も受けられなくなるのかなあと私心配をしているんですけれども、本当にひどい話であります。この方は月14万円の年金で、本当に一人で頑張っておられるんですけれども、本当に1円刻みでこういう方は計算機をはじいて生活をしているんですね。こういう皆さんに本当にひどい増税、あるいは負担増がかかってきているわけでありまして。こうした皆さんに対して国の施策をそのままじかに執行するのではなくて、これを幾らかでも緩和をする、軽減をするということをやっけて、こうした方々に対する手を差し伸べていただきたいというふうに思うのでありますけれども、いかがでしょうか。

さらに、介護保険税の問題であります。これも年金受給者は年金から天引きをされて、問答無用で納付させられているわけでありまして。来年からは、後期高齢者医療保険制度というのを政府は発足させて、この保険料はすべての高齢者から、年額18万以上の年金がある人からは年金から天引きをするというんですね。また、65歳以上の国保加入者の皆さんの国民健康保険料も年金から天引きするということでしょう。何でもかんでも年金から天引きで、100年安心の年金どころか、事実上年金の切り下げとも言える事態は毎年のように連続的に起きているんです。年金生活者はたまったもんじゃありません。来年の話をする、もうびっくりされますね。来年はまたこういうふうになるんですよと言うと、ええっと、こうなるんですよ。そういう状況の中で、本当に介護保険についても納得をされていない皆さんがおられます。死んでも体が不自由になってもそんなお世話にはもうならんから、介護保険料の請求をしないでくれという人もいますね。こう言っておられる方は、担当者は知っておられますけれども、残念ながら無年金であります。奥さんの年金と娘さんの働いたお金で暮らしておられる方で、自分は無年金で、本人は無収入、時々アルバイトしたお金と、奥さんの年金と娘さんの給料で暮らしている人にも容赦なく介護保険税の請求が行くわけです。しかも、最低ランクの請求じゃないんです。娘さんが税金を納めているから、課税世帯だということで、基準額そのものがまともに請求されるんですね。これは本当に弱い者いじめのひどいやり方だと思いませんか。本当に私はひどいと思うんですね。

こういう中で、再質問でやろうと思いましたが、本当につめに火をともしような生活をしている皆さんがおられるということですよ、高齢者の方にね。そういう中で、こういう御意見もいただきました。犬山とかほかの自治体では、上水道料金や下水道料金については、大口や扶桑は10立方まで使った人は最低幾ら、800円とかと決めてあります。5立方とか6立方しか使っていない人に対しても、基本料金を10立方分ということでぼんと取

るんですね。ほかの自治体は、そういう所得の低い本当に1円刻みで生活している人たちにとっては酷だということで、1立方メートル単位の料金設定をして、使った分だけいただきましようというふうにやっているところがあるんですよ、近隣でね。ぜひそういうふうにしてくれ。今度は下水道につながれてしまって、借家に住んでいるけれども、問答無用で下水道料金も払わないかと。上水道料金と下水道料金合わせて、節約に節約を重ねていても基本料金が10立方単位で設定されているために、使わない料金分というものまで払わされては本当に苦しいから、それをほかの自治体並みにやってほしいんだというような御意見等もいただいているところであります。

また、敬老金の問題、お金持ちの皆さん、財政に余裕のある皆さんはそんな敬老祝い金なんて、もうもらうのも恥ずかしいから要らないという人もいるから廃止して当然だというふうに思われるかもわかりませんが、今本当に厳しい生活を余儀なくされ、毎年のように増税や負担増を押しつけられている高齢者の皆さんからは、そういうことに手をこまねいているんじゃないなくて、大口町の財政が豊かなら、年金受給者、あるいは高齢者に対する緊急の生活一時金というような形で現金を支給してほしいと。助けてほしいと、こういう声もごさいます。生活保護を受けている皆さんからは、私は母子加算が減らされてという苦情は受けておりませんが、老齢加算が減らされて大変だという声も聞いております。せめて年末見舞金というような形で国が削減をした老齢加算や母子加算、こうした分を何とか半分でも補てんしてもらえんだろうか、こういう声もあるのであります。

いずれにいたしましても、所得の低い皆さん、ぎりぎりの生活をしている皆さん、そして払いたくても払えない高い国保税や住民税の増税に泣いておられる皆さん等々がおられるわけがあります。先ほども申し上げましたように、今一部の大企業は史上空前の利益を上げております。これは不況期のリストラ効果が私は大きいなあというふうに思うのであります。働くルールについても構造改革と規制緩和、市場主義を徹底して行うということで、正社員を採用せずに派遣や請負、短期雇用、こうした労働者を大量にふやすというところでもない働くルールの破壊が行われて、ネットカフェ難民等々若い人が本当に泊まる場所も住む場所もなく、毎日毎日日々の派遣の仕事を探しながら暮らしているというようなひどい状況等もテレビ等で映し出されておりますし、大口町内でも似たような状況があるというふうにも聞いているところであります。そうした状況等もかんがみながら、民でやれることは民、それは全面的に否定はいたしませんけれども、公としての大口町のあるべき姿、豊かな財政を背景にして、こうした困っておられる皆さんに対して手を差し伸べることは大切なことであろうし、また住民の皆さんも期待していることでもあろうというふうに思いますので、町長の御所見を伺いたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 田中議員の御提案に聞き入ったわけでありませけれども、介護保険、あるいは国民年金問題等大変大きな課題でありますし、そうしたものと生活困窮者の話が一体になってくると、これはなかなか難しい問題だなあと考えております。一度分けて考えていきたいなあと思います。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、田中議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

住民税・国保税の減免制度の充実については、総務部長、健康福祉部長よりそれぞれ回答をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

3期目の課題について御質問をいただきました。三つの御質問をいただきましたので、順を追ってお答えをしてみたいと思います。

初めに、町長選挙であります。

3月の選挙法の改正を受けて、有権者の皆様に12項目にわたるマニフェストをお示しいたしました。マニフェストにつきましては、豊かな財政の町という現在の大口町だけを視野に考えたものではなく、住民の自助と互助を支えとした公助を基礎に、地域が本当に解決を必要とする課題、大口町の10年、20年先を考えてお示しをしたものであります。人口減少社会の到来や経済における外国との競争の激化というこれからの日本や大口町を取り巻く社会経済状況を考えた場合、現在行政が担っている事業やサービスを地域に根づかせ、どのように担っていくかが重要になるものと考えております。地域に根づき、地域が担う事業やサービスは、その後の大口町の財政の状態や存続にかかわらず、事業やサービスを必要とする地域の皆様の手で継続をしていくことができるからであります。一方、懸命に日々の生活を送っているにもかかわらず、厳しい生活を余儀なくされている方への支援、あるいは教育格差の是正などにつきましては、地域の協力をいただきながらも行政が主導的な役割を果たしながら、解決のために努力をしていかなければならないものと考えております。

また、マニフェストに込めた思いを、部長、課長、あるいは若手を中心とした職員が主催する「まちづくり勉強会」等で話し、意見を聞いてまいりました。今後、マニフェストを具体的な施策・事業にしながら、行政運営に当たってまいります。

次に、懸案事項に対する考え方について御質問をいただきました。

郷浦幹線の井路敷問題、あるいは国土調査、区画整理などの事業は、昭和40年代からの課題であり、歴代の責任者の方々のお骨折りにもかかわらず、今も懸案事項となって御質問をいただいたわけであります。これまで2期8年間、解決に向けて前向きに取り組んでまいりました。郷浦幹線の井路敷問題については、共有名義人の方々の御理解を賜り、御案内のとおり竹田地

区まで工事を進めております。国土調査につきましても、土地改良事業との関連を重視し、優先順位をつけ実施してまいりました。現在、約90%の進捗率になっております。さらに、今年度と来年度の2カ年でさつきヶ丘地区と垣田地区の地籍調査を考えております。また、区画整理事業につきましても、中小口地区の区画整備設計業務に入っていきます。

尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議につきましては、先ほど宮田議員の御質問でお答えしたとおり、平成30年度を目標に取り組みを具体的に進めてまいりたいと考えております。

また、都市計画道路小口線につきましては、道路整備に優先順位をつけて進めており、現在は愛岐南北線を最優先に用地事務をしているところであります。この用地取得につきましても、平成18年度末で56.5%まで達成できましたので、今後小口線につきましても順次進めてまいります。

企業立地につきましては、日本の大動脈である東名・名神高速道路小牧インターチェンジに近接し、国道41号線が町の中央部を走る恵まれた立地条件、あるいは都市計画税の課税留保や法人町民税超過課税を課さないなどの税制優遇措置、さらに開発関連法令の改正等から、企業活動や事業拡大のための相談は数多くありますので、用地の純化を図りつつ企業立地を検討してまいります。

また、マニフェストにお示しした企業周辺の環境整備と勤労者の福祉向上への実現、さらに新たな起業への支援をしてまいります。地方分権下では、効率的な行政運営を行いながら、地域の課題に対処するための施策の企画立案能力を身につけなければなりません。体制整備をしていきたいと思っております。

三つ目は、財政の健全化について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、財政の健全化は目的ではなく手段である、これは私も同感であります。大口町はこれまでも地域の活力や企業努力と健全な財政運営により財政の弾力性を保ち続けておりますが、これも先人の方々が30年先、50年先という将来の大口を見据えたたゆまない努力のたまものによるものであります。しかしながら、今後、道州制や基礎自治体のありようが根本的に検討されている中、景気の変動や産業構造の変化にも耐え得るよう、自立した持続可能な行政体制を築く必要があります。そのためには、中・長期的な展望を持って、第6次総合計画における意識・組織・財政の改革の基本方針のもと、地方分権型の行政組織への転換を図るべく、行政評価制度を取り入れた行政経営に取り組んでおります。さらに、財政の弾力性が保たれる今こそ将来への備えが可能でありますし、財政基盤の強化、効率的な行政運営と地域が求める課題に対応するための基盤整備が急務だと考えております。御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、田中議員の御質問にお答えをいたします。

三位一体の改革の一つであります税源移譲及び地方税制の改正についての御質問であります。

税制改正では、定率減税の廃止があります。これは、平成16年度税制改正分のもので、それが平成19年度から適用になったものであります。この定率減税の廃止により、本町では町の歳入として約 5,300万円ほどが増額となります。

次に、税源移譲については、地方分権に伴う地方の財源確保のための施策で、これまで国税として徴収していた分を地方税に振りかえるもので、国税の額が減り、地方税がふえることとなります。ただし、国税は1月、住民税は6月と徴収時期にずれがあるため、増税感は否めません。しかし、所得税と個人住民税を合わせてみれば、税源移譲によって1年間の所得にかかる税負担は基本的には変わらないようになっております。御質問について試算をしますと、70歳夫婦と子供1人の場合 160万円で試算をしますと、住民税は発生をいたしません。さらに、住民税の減免規則がありますので、現状の基準で対応してまいります。また、定率減税については、あくまで経済状況に対応した時限的措置であり、平成19年度から廃止となるものであります。これは、地方税法の改正に伴う税制改正でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上で回答とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 議長さんのお許しをいただきましたので、田中議員の国民健康保険税の引き下げと介護保険料を含めた減免制度の充実についての御質問にお答えしてまいります。

平成16年度の税制改正においては、一連の控除縮小が実施されておりますが、これは社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うといった観点から税体系の抜本的改革がなされたもので、世代間格差の是正、持続可能な分権社会の創出に向け、適正な税制度の改正であったものと考えます。国民健康保険税、介護保険料につきましては、その算定基準が被保険者の所得、あるいは町民税と密接な関連があり、税制改革に伴い、これらの税、保険料にも影響があるものの、高齢者や低所得者の方につきましては税制上、さらには国民健康保険制度、介護保険制度において個別の減免施策がとられており、町といたしましてはこうした制度の活用、啓発に努めておりますので、御理解をいただきたいと考えます。

以上で回答とさせていただきます。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 酒井町長から御答弁をいただきました。酒井町長と意見が一致する問題もありますね、よかったなと思いますが。

私は先送りされている問題で、ぜひここだけは早急に進めていただきたいということだけでなく指摘をさせていただきますが、小口線であります。途中までできているのを、あそこでストップしているというのは事業がどうなっているんだろうということ、住民の皆さんの一大関心事であります。田中さん、あれはいつ開けていくんですかと言われるわけですね。それについて今、愛岐南北線の用地買収が56%まで進んでいて、まだ小口線の方には人員の配置が不可能だというような御答弁でありましたけれども、国土調査もそういうことで約束よりもさつきの方はおくらされたわけですが、必要なものは職員をその部署に配置をして、やらなきゃいけないという計画は先送りするんじゃなくて、住民の皆さんの一大関心事ですよ、小口線は。あんなところで事業をストップして、田中さんあとどうなっておるのということです。これは用地買収の手続等で職員を配置しなきゃ始まん問題ですから、一人でも専門職員を配置して、こういう問題を酒井町長はもっとやってくれたらもっと評価は高まると思うんですが、あんなに大接戦にならんかったのかもわかりませんが、ぜひ小口線は担当者をつけてください。お願いします、本当に。

それから、主要企業が町外に生産拠点を移動しつつある。これは、例えばことしになってから日経にも載りましたね、町内のオークマさんがNCの主要生産拠点を岐阜の方に移したと。従業員は100人規模だということで、こんなことがあちこちで起きていったら、大口町から主要企業が町外に移転をして、空洞化現象がどんどん進んでいっちゃあおしまいなあというふうに思いました。ハイテク関連、あるいはオークマとかマザックの下請企業、そういうものは大口町内に進出をしたいというふうに考えておられるところもあるようでありまして、それはハイテク企業ということで、そういう親請の企業の周辺でありますと、農地転用なども比較的簡単に認めてもらえるというような背景もあるようであります。ぜひそうしたところもよく探りながら、私は町長なり副町長なりが、時々主要企業のトップとも懇談をして、どんな構想でおられるのかと、町内で何かできることはないのかというようなことを、時々コンセンサスを高めていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。ずうっと以前ですけども、大口町の議会も、当時は産業建設委員会と言ったかも知れませんが、町内企業をよく訪問させていただきました。それぞれ社長さんから直接大歓迎を受けて、現場の説明なども受けたりしまして交流が盛んにされたんですが、それよりずっと以前は公害が出るもんだから、公害対策特別委員会というのが昔ありまして、それで議会の特別委員長が企業に出向いて

いったり何かした時代があるようでありませぬけれども、私らの時代は町内のそうした優良企業を議会としてもよく知っておく必要があるだろうということで訪問をさせてもらったり交流を深めたりして、兼房さんや、あるいは青山さんは社長さんみずから出迎えてくれて、社長室での懇談や現場での見学などもさせていただいた記憶がございます。議会も議会として今後努力をしていかなければならないというふうに思いますけれども、町長、副町長等もそういう御努力もぜひしていただいて、大口町の産業の空洞化などが進まないようにしていただきたいなというふうに思います。

今、格差の問題で、町長は教育のことを言われました。実は私は子育て、いわゆる少子化に歯どめをかけるには、私個人的な見解ですが、大学まで上げるということになりますと、本当に親は血や肉を削らなければ2人も子供を大学に上げられないと、だから1人とどめるといような事情が実は本心ではないのかなあというふうに思うんですね。そういう意味では、大口町にも中学校を卒業した時点でお金を交付する制度はありますけれども、私は何かきちんとした町独自の基金を新たに設けながら、賛同していただける住民の皆さんや企業の皆さんからの基金も仰いで、町独自に大学へ上がった場合の奨学金制度でもつくってやったら大口町の名前が上がるんじゃないかなあというふうにも思いますし、子供の医療費の問題も大事ですけども、いざというときに大口町の奨学金があって、家庭の経済状況が芳しくなくても子供に意欲・能力があれば大学まで上げることができる町だということが何とかできないのかなあということを私は思います。私の空想かもわかりませぬけれども、町長の御所見があればお聞きをしたいなあというふうに思います。

それから敬老祝い金ですが、先ほど水道や下水道料金のお話もしましたが、担当者は周辺の自治体がよくやっていますので、ぜひ早く検討して基本料金をもっと低く、少ししか使っていない人は今の基本料金より安くなるというような料金体系にするようにぜひ改めて要求をしておきたいというふうに思いますが、敬老金も本当に、私のところはいいですという人は、事前にそういうふうに申し出てもらえばいいと思うんですよ。これを本当に当てにして楽しみにしている人たちも実はいたわけでしょう。年々年金は目減りをする、負担はふえるということは、これはことしも来年もそういう状況で苦しむ方がおられるわけですよ。いろんな介護のサービスや医療のサービスを受けるのも、どちらのサービスをどういうふうにご利用した方が安く受けられるのか、それも10円、20円単位で80過ぎでも計算されているんですよ、そういう人たちは。だから、本当に1円単位、10円単位で自分の生活を切り詰めながら、必要なサービス、医療や介護のサービスをどういうふうに使っていったら一番効率がいいのかというふうに、一生懸命生活をしている皆さんにとっては、この敬老祝い金を事実上廃止されたことに伴う憤りは非常に強いものがある人たちがいるんですね。こういう人たちに問答無用で敬老祝い金をカッ

トするというのは、これは本当に無慈悲な、情のない、そういう人たちの立場を顧みない薄情なやり方だというふうには言わざるを得ないですね。年金もほどほどにあるし、生活もきちんとできるから、税金で敬老祝い金などいただかなくて結構ですという人たちは申し出ていただいて、それは除外をしていくということは積極的にやっていただければいいと思うんですけども、そういう申し出のない人たちは、期待をし、そして喜んでおられたわけですから、そういう皆さんの立場に立って、この敬老祝い金については再考する気はないですか。そのことだけお尋ねをしておきます。

それから、住民税と国保税の問題ですけれども、所得税が1月、住民税が6月ということで、1月と6月の時期がずれているもんだからいろんな増税感もあるかもしれないという答弁で、これは、差し引き確かにゼロになるわけでありましてけれども、定率減税が大きいんですよ。定率減税が廃止されたことによって増税になっているわけですから、皆さんが一律。公的年金控除の縮小一つとっても、これとあと国保税が年2万5,000円から7万5,000円、3倍になるような人たちが出てくる。総務部長はうまいところで線引きをして160万円の例を出しましたけれども、170万円になると途端に税金がかかってくる人たちが出てくるわけでしょう。ボーダーラインのうまいところを森部長は説明されたわけですが、本当にこれは大変なんですよ。そういうボーダーラインの人たちは、生活保護基準以下、あるいはボーダーラインの皆さん、そういう人たちが今大量にふえている。貧困層がふえている。貧困と格差が、景気が回復したり経済成長したりいろんなことがあるんですけども、規制緩和や構造改革やいろんな施策の中で、この貧困と格差が増大をして、いわゆるワーキングプアとかネットカフェ難民とかいう事態が起きているわけでしょう。年間3万2,000人の自殺者のうちの約3分の1は、経済苦によってみずからの命を絶っているというような状況があります。大口町でも去年の正月は連続的にお二人も公園のトイレの中で自殺を図られたような忌まわしい事件もありました。どういふ原因かは私知りませんが、ひとり暮らしの方で、だれにも見取られることなく亡くなったというような悲しい事件もあつたりしたわけですが、いずれにしても生活保護基準以下で生活実態もそういう内容だというような皆さんに対して、国保税などの減免措置を講じるということは必要なことだと思うんです。大体払う能力がない人に、容赦ない負担を強いているからこういうことになるんですよ。生活保護基準以下の収入しかないという人は、生活保護を受給している皆さんは税金を納めなくていいわけです。医療費も介護のサービスも全部無料に受けられるわけでしょう。ですから、私が言っているのは生活保護基準を基準にしながら、それ以下の人はもちろんボーダーラインの人に対しても、生活保護基準を基準にして住民税や国保税の減免制度を確立してはどうですかという提案をしているんです。今の減免規定は、最後には町長がそういう状況と判断すれば減免ができるというふうになっておりますけ

れども、前年度の所得が幾ら以下で、今年度の所得が2分の1以下とか3分の2以下とかそういうふうになった場合というような規定があるだけなんです。国保税等の減免規定、私相談に乗って申請して該当するということで受けられた人の例を知っておりますが、大口町の現在の国保税等の減免規定で該当する場合というのはどういう場合かといいますと、極めてまれでありまして、会社都合等でリストラに遭ったというサラリーマンの皆さんが、給料がもらえなくなったということで所得が激減しているというふうに認定されるような場合しかありません。それも均等割、平等割などは減免の対象にならなくて、所得割が幾らか減免になるだけで、年間通して数万円減額になるだけです。ほとんど国保税の額は変わりません。ですから、本当にあってなきがごとき減免制度の内容になっているんですね。そういう意味では、本当に実効性のある減免制度をきちんと設ける必要があるだろうというふうに思いますが、もう一回御答弁いただきたいと思えます。

ちなみに、国保税の7割、5割、2割の法定減免がありますが、この7割、5割については、該当者には申請なくして役場の方で減免するわけですけれども、2割減免の方は申請主義で、本人が申請をしなければ減免しませんよということになっているそうでありますが、ちなみにこの2割減免の対象者というのはどれほどおられて、実際に申請している人はどれくらいおるのでしょうか。何も申請しなくても対象者であれば減免してやればいいのかと担当者に言いましたけれども、それができないんだそうでありますが、88歳のひとり暮らしのお年寄りが細かい通知書を見て気がついて自分で申請書を役場にもらいに来て、そして申請ができるんだろか。これは、せっかく該当しているのに、減免も受けられない人がかなりいるんじゃないかなあということで私は心配をしておりますので、お尋ねをいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、3時15分まで休憩といたします。

（午後 3時00分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を続けます。

（午後 3時15分）

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鋈君） 田中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

小口線でありますけれども、北側ができて小口岩倉線より南の方ができていない、このことについて御質問をいただきました。

先ほど御回答でも申し上げましたとおり、愛岐南北線がほぼ60%近い土地収用ができてきたわけであります。これは都市計画道路でありますので、既に議員御案内のこととは思いますが

れども、県の方の認可をいただきながら、買収については同じ財布から出てくるものですから、こういったことを加味しながら、ちょっとずらしてきたというのが先ほどお答えした内容でありますけれども、今後につきましては順次進めていこうと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたい。その前には地元の住民の皆様方と協議をし、賛同を得ながらこれを進めていきたい、また議会の皆様方の御支援をいただくことになろうかと思っておりますので、格別よろしくお願いを申し上げます。

先ほど大変厳しい生活を余儀なくされておみえになる方々へ教育格差の是正などにつきましてはということをお願いしました。とんだ方へ発展していったなあと思っておりますけれども、子どもはとりあえず義務教育の充実を図っていききたい、こんな形で今統合中学校の建設、あるいは生涯学習構想についての充実を図っていききたい。奨学金制度につきましては、特別会計でやられておりますので、これの延長線上でまた議論をしていききたいなあと考えます。御理解のほどよろしくお願い申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 田中議員さんからの再質問にお答えをさせていただきます。

田中議員さんからの御質問の中にもありましたように、今回の税源移譲に係る国税と地方税の関係については御理解をいただけたかなというふうに感じております。そのほかに、今回は定率減税の廃止に伴います増税感、これについては確かにそういうものがあるということは否めないということで私どもも認識をしております。ただ、これはあくまでも定率減税につきましては、御承知のように特例的な措置でありまして、これを景気の回復等を見ましてもとに戻すというような措置が今回されたというものでございますので、これによりまして現行の我が町の減免規則の改正をとという考え方は持ってはおりません。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 田中議員さんから2点ほど御質問をいただきました。

まず1点が国民健康保険税の応益割の2割軽減の数字的な問題であります。18年度の本算定におけます2割軽減の世帯数につきましては252世帯、そして人数としましては527名、そのうち申請された方が232世帯、人数としましては485名ということになっています。なお、この差の分でございますが、担当課の方からは関係の世帯等に御案内を何回も差し上げておりますが、申請がなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、敬老祝い金の関係でございますが、先般も、6月11日ございましたが、健康福祉常任委員会から協議会に切りかえさせていただきまして、その中で敬老祝い金の話題が出ました。その折に、改めて町としての敬老祝い金に対する考え方をお示しさせていただきました。

が、今年度から敬老ふれあいのつどい事業としてのお地元での高齢者の集いというか触れ合う場をつくっていただく、そういった新たな会の創設、それと並行して旧来からの敬老金につきましては、一定の年齢以上から節目の方への敬老金支給、これは9月に従来どおり実施しますが、あくまで節目の方への敬老金支給という考えにつきまして御報告させていただきました経緯がございます。きょう現在も変わっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 最後に幾つかだけ質問させていただきますが、環境建設部長に御答弁いただきたいんですが、先ほど言ひました上下水道料金の基本料金、これは10立方まで利用したものと設定をされておりますが、低量しか使わない利用者の皆さんから、10立方まで使わない、1立方単位で節約して使っているんだから、使った分だけの料金に設定し直してほしいという御要望があります。近隣自治体でそのような改定を既にしているところもありますので、ぜひそうした低利用者の皆さんの御要望にこたえて検討していただきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

それから、総務部長の答弁ですが、定率減税は特例的なものじゃないんです。定率減税を設けたときには、これは恒久減税だと国会で答弁されておるんですよ。恒久減税だと。特例的なものじゃないんですよ。なぜ定率減税を廃止することになったかのいきさつは、定率減税を廃止して得た財源は年金の国庫負担3分の1を2分の1にするための財源にすべきだということとで公明党さんが提案をされ、自民党も合意して、そして年金の財源にするという名目でこれは廃止をされることになったんです。しかし今、年金は毎年減って5,000万件とも言われる年金記録が宙に浮いた問題で、何が安心な年金だと、年金の充実だという批判が起きているのは、そういう事情があるからであります。しかし、政府部内でもこのままでは済まないから、2009年には何としても約束どおり年金の国庫負担分を2分の1にしようというふうに検討もされているところであります。いずれにしろ、定率減税については恒久減税だというふうに国会で答弁をされ、そして出発した減税措置なんですね、私の認識は。認識の違いはしようがありませんけれども、いずれにしても年金は上がらない、むしろ目減りをしている。そこから介護保険料が天引きされている。さらに、後期高齢者医療保険料、あるいは国保料金まで年金から天引きをされる。もう滞納などできない、容赦ない取り立てがまた新たに始まるとうしているんですね。そういう中で、本当に大変だと思ひませんか、年金生活者の皆さんには。しかも、年金だけに頼って生活ができる人は、共済年金や厚生年金を支給されている方々であります。国民年金だけでは、とても生活ができる状況じゃないでしょう。そういう人たちからも、介護保険料や国保料金をどんどんと天引きをするというすさまじい低所得者に対する収奪ですよ、私に

言わせれば。そういう皆さんの痛みを感じないというのは、これは情がなさ過ぎるというふうには私は言っているんです。ですから、生活保護基準をボーダーラインにしながら、それ以下の人や、あるいはボーダーライン上にある方々に対して、今の減免制度はほとんど適用者はいませんから、実効性のある減免制度をきちんと検討していただきたいというふうには言っているんですが、そのことについてはもう一度御所見を伺っておきたいと思います。

さらに、今2割減免の世帯、あるいは人数の御説明がありました。約30世帯の方が2割減免に該当するのに申請がないから減免をしていないということでありますけれども、これは年金記録問題で国の責任だと、国がすべての責任を負ってきちんとしなさいという世論が高まっているのと同じで、申請がないから、あるいは連絡したけれども申請がないからというのじゃなくて、これは何かの事情で理解をされていないというようなことがあるんでしょうけれども、それだけ該当している人であれば、もっと親切に説明をしてあげるべきではないかなあというふうに思います。税金の滞納者には2人1組で取り立てを一生懸命やっていたいただいているわけですが、こういう減免規定に該当している人で申請がない人についても、救済をするために訪問するなりして親切に私はやってあげるべきではないかなあというふうに思います。そのことだけ御所見を伺って私の質問を終わりたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 田中議員から上下水道使用量の10立米以下の基本料金の単位の御質問をいただきました。

この件につきましては議員も御承知のように、19年の3月議会だったと思いますが、規約制定ということで、扶桑町と大口町で構成しております丹羽広域で上下水道の使用料の共同徴収をしていくということでお認めいただきまして、大口町でいいますと本年8月からこのシステムが稼働して、1本で徴収させていただくというふうになっておりまして、こんなような状況の中で、大口町の場合、10立米 750円ということで今設定されておるわけですが、ちょうどスタートする時期ということもございますので、この件につきましては、隣の扶桑町ともよく協議して調査・研究していきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 定率減税につきましては、景気対策のために暫定的な措置として導入されたというふうに理解をしております。また、それが最近の経済状況を踏まえて今回廃止をされるということでもあります。そのあたりの見解につきましては、今田中議員さんから御説明を受けたわけですが、私どもの認識としてはそういうような認識をいたしております。そのようなこともありまして、今回御質問のありました減免規則の改正、あ

るいは見直しについては今のところ考えてはございません。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 3回目の質問で2点ほどいただきました。

生活保護基準を一つの基準とした国保、あるいは介護保険の医療の算定基準を設けたらどうかというような視点からの御質問でございますが、たしかさきの一般質問の中にもこういった基準を国保の中に導入をというような御質問をいただいた経緯がございます。私どもとしましては、この生活保護基準をじかに国保税、あるいは介護保険料の設定基準の中に導入するという考え方は持っておりません。御本人が希望されれば生活保護を受けるということも可能でございますが、ただし当然この生活保護に対しましては補足性の原則といったものが関与してまいりますので、そのあたりクリアできるものであれば生活保護を受けられることについても否めないのではないかというふうに考えております。

それから、2割軽減の対象者20世帯ほどへの通知について、十分な配慮がされていないのではないかというような御質問の趣旨でございますが、窓口であります保険年金課におきましては、最善の努力をいたしておりますけれども、どうしても連絡がとれないといった結果のものであるというふうに理解をしておりますので、よろしく申し上げます。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月15日も一般質問を予定していましたが、本日終了しましたので休会とし、6月19日火曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

（午後 3時30分）